



# 翻刻 寛政三年五月序 安井宗二(大伴大江丸)「きのふの我」

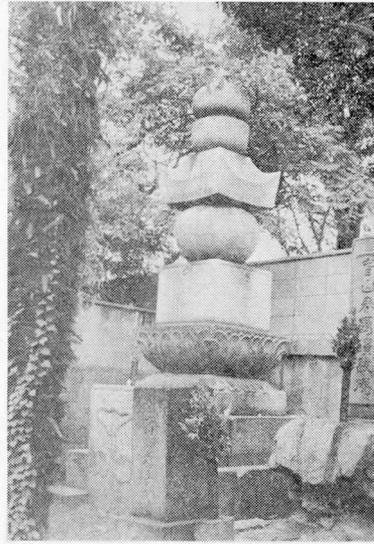
藤 村 潤 一 郎

ここに翻刻する寛政三年五月序、安井宗二「きのふの我」は、俳人大伴大江丸として著名な安井宗二が七〇才の賀を記念して執筆した自伝である。彼は六代目大和屋善右衛門として飛脚問屋島屋の経営に従事し、この方面については既に天明七年迄の家業を記した「島屋佐右衛門家声録」<sup>(1)</sup>を著作している。享保七年一〇月五日戌刻に大坂高麗橋一丁目南浜側の家に生まれ<sup>(2)</sup>、文化二年三月一八日に没した。俳諧については私は全く知識がないので加藤定彦氏の「大伴大江丸の研究」<sup>(3)</sup>に譲り、飛脚問屋研究の史料として翻刻する。

「きのふの我」は安井宗二の子孫である上田長治郎<sup>(4)</sup>氏の御所蔵にかかり、既に昭和九年一二月発行の上方四八号に布村耕路氏が「大江丸自叙稿本「きのふの吾」から(未定稿)」として紹介された事がある。

題簽を私は「きのふの我」と読んだが、「我」は多少問題があるかもしれない。しかし「吾」と読むのは少し無理ではないかと考えている。昭和四九年七月一九日付の上田氏の御教示には「昭和九年頃でしたか、上方発行者の南木芳太郎氏を通してお見えになりました、そして上方に発表になりましたのです、只今の自叙稿本と同じでございます」とあるから布村氏は私と同じものをみた訳である。

布村氏は「美濃紙百八葉、菊の浮模様ある青色表紙、中央に題簽「きのふの吾」と見なれの筆跡、内容も悉く大江



第1図 円通寺大石塔

丸の自筆であるが、業務の上の記述が其殆んどを占め、俳諧関係の記事は誠に尠<sup>(5)</sup>い」として本文のあらましを紹介し、主として俳諧関係を抄出している。

本史料は表紙が縦約二六センチ、横約一九センチで、題簽は中央に縦約一七・六センチ、横約三・五センチの書題簽である。表紙と一丁の間に白紙が一枚ある。その表には「大江、文庫」と二行書きした直径約三・二センチの丸朱印がある。この印は早稲田大学図書館所蔵、大伴大江丸「あかたの三月よつき」に捺されているものと同じ印ではあるまいか。

裏には角朱印があり、一丁オにも同じ印が右上に捺されているが、私には字の判読は出来ない。10丁ウ、11丁オには一部張紙による訂正がある。17ウと18オの間で一枚削除されている。27ウと28オの間は二枚削除がある。つぎに40ウの最後の一行は別紙を入れて貼付たものであり、41オ・ウは一丁の一部を削除しているので短かい変則なものとなっている。同様の事情で50オ・ウも短かくなっており、50ウの「手代之源六」が原50オである。60オ・ウにも一部削除があり変則となっている。その結果60オの位置は明確でない。最後の110ウと裏表紙の間に白紙が一枚ある。裏表紙の裏ばりには直径約二・七センチの「大善」の丸黒印が捺されている。

内容の一部の飛脚関係についてみると、明和四年の項にある天満天神宮奉納の石灯籠は調査したが見当らなかつ

た。

明和七年の項にある円通寺の大石塔は第一図の大阪市天王寺区生玉寺町の円通寺にある五輪塔の事であろう。<sup>(6)</sup>五輪塔の常として空、風、火、水、地輪は四方に梵字が彫まれているが、この大石塔の請花上の地輪（基礎）には梵字の下に次の戒名等が彫まれている。



第2図 円通寺鎮守鳥居

正面には左から「英誉雄国信士、信誉教円信士、廻誉旧国居士、亨誉教貞信士、知峰香雲信士、福誉浄徳禅定門、繁誉智栄信女、戒香意薰信女、元誉廻心信女、蓮室芳意信女、蓮往知生信女」とある。

右側には「大誉宗感信士、心誉唯可禅尼、往誉宗寿信士、量誉寿寛禅門、寛誉永寿禅尼、称誉雄讚善士、艶誉智芳善女、雄誉智麗禅定尼」とある。

左側には「智春童子、但月智聞童女、覚峯澄円童子、融法童子、超倫童女、浅月浄円信士、到玄童子、夏室幻夢童子、椎玉童子、梅含春香童子」とある。

裏面には「施主、布屋吉左衛門、同九郎右衛門、同平三郎、敬白、大和屋善右衛門、再興之」とある。これらの戒名は後述する円通寺「過去帳」と安井氏「年回掌営紀」によると二九人中七人が見当らないが、判明する分では正面は寛延二―文政九年の没年、右側は寛保四―天保四年、左側は享保一六―文政一一年であるから再興とは天保四年以降



第3図 正覚寺家業興立塚（左側）



第4図 同左（右側）

の可能性がある。

つぎに安永三年の項にある同寺鎮守の鳥居は第二図の通り現在は損壊している。写真の通り「安井氏某」が分轄されている。布村耕路氏によると昭和九年には「石の鳥居が一基、右に安永二年九月、左に安井氏某とある」<sup>(7)</sup>。

天明五年の項にある江戸から北国路を通り西近江を経て入京した際の道中の図を一冊にしたとあるのは「北陸道名勝画図并淡海ノ記」の事で、天理図書館綿屋文庫の所蔵に帰している<sup>(8)</sup>。

天明七年の項の家業興立塚とは第三・四図に示した大阪市天王寺区下寺町正覚寺にある石塔で、正面に「家業興立先塋塔」、右側に「江戸鳥屋佐右衛門、大坂津国屋十右衛門」とあり、左側は戦災で破損し「天明七年丁未九月」「手板組中」が残っている。裏面は全部破損していたと記憶している。正面にある「中」は鳥屋の店標であり、写真に全部は撮っていないが、その下に基礎がある<sup>(9)</sup>。

天明八年の項の「家声録」は通信博物館に明治期の写本がある。原本の所在は明らかでない。

寛政二年の項の七十年賀集「俳懺悔」には附言があり家系についてふれている。なお「きのふの我」執筆以後であるが、寛政一二年の「あかたの三月よつき」<sup>(註)</sup>も飛脚問屋の業務につき何う事が出来る。

ところで参考迄に円通寺の過去帳により大和屋善右衛門関係をみると、「享保六年 過去帳 円通寺」には(原文のままではない)

超倫童女 享保一六年二月四日 大和や善右衛門女八才

到玄童子 享保一六年二月一〇日 大和や善右衛門子四才

寛誉永寿 寛保三年九月六日 大和や善右衛門母八十四才

量誉寿寛 延享元年六月一三日 大和屋善右衛門父

信誉教円 寛延二年八月二四日 大和屋善右衛門

夏室幻夢子 宝曆三年六月七日<sup>(宋丸)</sup> 大和屋善右衛門

繁誉智栄禅尼 明和五年九月四日 大和屋善右衛門

智峯香雲信士 安永九年二月一六日 大和や善右衛門弟

安誉栄松禅定尼 安永一〇年八月四日 大和屋善右衛門一家

蓮室芳意信女 天明二年六月二四日 大和屋善右衛門

つきに「天明甲辰歳 過去帳 円通寺」には

釈周味女 天明八年八月晦日 大和屋善右衛門不縁ノ嫁

亨誉教貞信士 寛政四年二月四日 大和屋善右衛門

馨誉浄香信士 寛政一二年五月六日 大和屋善右工門一家河内屋喜右工門

蓮往智生信女 享和三年九月七日 大和屋善右衛門

回誉旧国禪定門 文化二年三月一八日 大和屋善右衛門父大江丸事八十八才

稚玉童子 文化四年六月初五日 大和屋善右衛門子栄次郎事年貳才

英誉雄国信士 文化九年七月三日 大和屋善右衛門四十三才 宗国二ヶ寺

「文政参辰歳 過去帳 参号 円通寺」には

芳顔知玉童女 文政四年 大和屋善右衛門一家河内屋喜工門

無役 但月智聞童女 文政六年七月二二日 大和屋善右衛門娘二才

智春童子 文政八年正月五日 大和屋善右工門子当才

梅含春香童子 文政一一年二月三日 大和屋善右衛門子

雄誉智麗禪定尼 天保二年一二月二日 大和屋善右衛門母多加事五十三才

「天保十四卯年 過去帳 円通寺」には明治二八年迄記載があるが、

松岳瑞光信士 安政五年八月二四日 大和屋善右衛門

智徳童女 明治九年四月二一日 安井安兵衛娘

秋光童子 明治一一年八月二七日 安井安兵衛息

妙念信女 明治一二年八月九日 安井安兵工

とある。

つぎに安井宗二(六代目大和屋善右衛門政胤)から上田長治郎氏迄の家系は布村耕路氏によると、七代政苗―八代政英―九代安井安兵衛―子安井ハナ(后ニ上田トナル、安井ノ称此処ニ絶ユ)―上田長治郎氏となっている。<sup>(12)</sup>

さて附録として文化三年二月一四日、安井氏「年回掌宮紀」を翻刻した。縦約二二・八センチ、横約一六センチの冊子で、書題簽である。最初に住職の手になると推測される序があり、以後は安井宗二(大江丸)没後に七代政苗により記るされたものである。さらに同年以後の書加がある。

2才は白紙であり、14ウと15ウの間は白紙一枚と15才が白紙である。また16才も白紙である。16ウの次は裏表紙であり、その裏は白紙である。

最後に翻刻に至る経緯について記るすと、「きのふの我」と「年回掌宮紀」との出会いは、大伴大江丸の俳諧関係について日野龍夫氏から御教示を受けたのが発端であった。大阪で電話帳に上田長治郎氏の御名前を発見し、参上してコピーさせていただき翻刻の御許可を得た。その際御子息の上田高嶺氏からも御好意を得た。また円通寺様、正覚寺様からも調査に際し御協力いただいた。その後日野氏の御紹介により「きのふの我」の前半を田中善信氏、ついで田中氏の御紹介で全体にわたり加藤定彦氏に筆写していただいた。両氏の御協力がなければ私一人では困難であつたろう。この原稿により校訂したが、その際に国立史料館の方方からも御教示を得た。つぎに「年回掌宮紀」の序については村上学氏から御教示をいただいた。

これらの方方の御好意がなければこの翻刻は出来なかつたろう。その点を感謝したい。勿論誤謬があると思うが、それは私の責任である。

註

(一) 兎玉幸多校訂「近世交通史料集」七卷一―一六〇頁

(二) 高安吸江「大江丸の年齢とその誕生日」上方四二号五一頁参照

- (3) 国文学研究資料館紀要二号
- (4) 大阪市旭区大宮二丁目一四番二六号
- (5) 布村耕路「大江丸自叙稿本」『きのふの吾』から(未定稿)「上方四八号」一四頁
- (6) 布村耕路「大伴大江丸管見」上方四〇号一五一六頁
- (7) 布村耕路「同右」上方四〇号一六頁
- (8) 大谷篤藏「北陸道名勝画」混漣二号一—五頁参照
- (9) 墓碑の全形は日本通運株式会社「社史」四八頁の手板組

(表紙)

「きのふの我」

安井印となりの大江と称するのむかしをいはむとするに、  
 今そのつたへ書もさたかならず、度々の丙丁に其もとを  
 うしなへは、たしかにそれとはしりかたけれど、こゝか  
 しと聞つけたたへし物かたり、反古のはしのおほへかき  
 にしるせしをもとりあつめて、またしらぬ末のまごうま

記念碑の図を参照されたい。

- (10) 費川他石編「俳文俳句集」(日本名著全集第一期江戸文芸部二七卷)九三六—七頁
- (11) 松尾靖秋校注「中興俳論俳文集」(古典俳文学大系14)六三四—六六四頁
- (12) 布村耕路「大江丸自叙稿本」『きのふの吾』から「上方四八号」一五頁

こらにもしれてしかなく、おほなくかひつくるもおほ  
 るけのわさにこそ、仰こゝに伝ふる大江の称は、たゞ其  
 すまゐせる所の名にして、安井と(1オ)なるもかりの  
 事にて、元の家起れるの事は左にしるし侍る物をや

寛政三年いのとし

安井宗二

五月

七十才

(花押)

印 印 (一ウ)

本姓小島にして、人皇五十六代 清和天皇第六の皇子貞純親王はしめて源の性を給り、御子六孫王経基の二男鎮守將軍從四位下むつの守滿政と申御かたを村岡大夫と称し、六男伊勢守重平を小島の冠者と申、夫々して五代の末孫山城守重俊承久の御門に候し、北条のいくさに向ひうち死す、重俊より十四代の間は足利に仕へ、小島吉左衛門重友はしめて民間に世をかくし河州茨田郡に性をやしなふ、其弟宗次重政若きより武刃あり、其頭は(2才)天正十年羽柴筑前守秀吉公明知光秀をうち玉ふ折から、同国高井田の老人に附て、御陣に參候末この一卒にめし加へられかひくしう働けるにそ、ほとなく足輕の員にかそへられし翌年、江北柴田合戦之ときしつか嶽の對陣には、傍輩と三人小もの見に出たりしに、敵かたを打出せし鳥銃(マヤ)を楯の板に受ながら、しつかに役目をつとめかへりし、其真中に有て玉を受とめし御賞として三十メ之褒をたまはり、歩卒のかしらとなりし、夫までの紋は三枚笹をつけたりしも、其日(2ウ)吉例とし圖かくの如

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

くにて、玉を受しすかたをのこせりとや、其後段々出世し二百貫の録を給はりて、鎧の一すちをもゆるされし身となり、弥忠勤を励しか、後年 殿下 相州御征討之御供申、小田原せめの時、はつかしからぬ鎧下の手柄も有て、猶も世にあるものにもかそへらるへき身の、其時ひさのくちを深くつかれ、骨に入て行歩かなひかたく、願ふて武を止め、御かいものゝ役目をつとめ、老身をやしなひしか、慶長十五年庚戌二月大坂城内にて死す六十才、其子宗二政友相つゝひて大坂の(3才)御用場に有しか、御いとまを申受、町人となり、布や吉左衛門とあらたむ、此節大坂御城中むかしのやうにあらざりしや願ひもすみやかにしとおもふなり 淀屋、松屋、天王寺屋、後藤、尼崎などゝ共に御立入申せしか、元和之はしめ関東の御用可被仰付事をいなみて、松屋は潰され、町名斗をのこし、其外は御当代に御出入之時をうしなはず、ひとり吉左衛門は河州大久保にしろへ有てひそまり住、元和二年丙辰十月死し、

浅月浄田居士

大坂に有しときの町やしきは、高麗はし(3ウ)西つめ北例といへり、今秤座のあたり成へし、此時陣屋となり 石川主殿頭小屋と成ル、

乱後大坂中に土蔵の残りしあととては、四五ヶ所斗有し、其ひとつといへり、

二代目吉左衛門政容 大坂安井氏のかたに身をよせ、九

兵衛道卜のやうしむことなりしも、先代御出入之処を憚り、本性の小島を安井とあらため、紋所も丸に

からはな、(4オ) 九兵衛方は丸にかけのからはな也、  
此方の紋は丸のくち内ともにひなたのからはな也、

大坂御普請の地わりをも承りしか、いまた寺院の場所もさたかならさりしを改めて割渡し、円通寺の開基なりし牛沢上人とも同国のちなみ有て菩提所となし、父の石碑をも寺地第一之建物ひつし申の隅に造立す、今の五輪政胤か斗ひとして此地中に納む、

牛沢上人ハ河内のはなち田の人也し、

安井氏の引出もの掛物一幅 雪舟の 水仙 (4ウ)

脇指一腰 来国俊

九寸五ふ、目貫大こく、かしらくり形獅とふちな

子、丸にから花

雪舟の一軸は享保の火事に

やけうせ、わきさしは今に存す、

吉左衛門政容承応元年辰十二月十三日七十五才にて死す、

福誉浄徳禅定門

姉みつ女は寛文九年十月十九日死、安井二代めの九

兵衛道卜のむすめにして、(5オ) 姉は久保寺安井伝

右衛門へ嫁す、妙伯とて禅法に帰依して、松嶋雲居

和尚の弟子也、

みつ女法名 松島雲居和尚は、秀頼公帰依而大坂城中に有し後も大坂ニる玉ひし也、

往誉宗寿信女

三代目の吉左衛門政純、御城御用達玉水や与三右衛門之

むことなり、御城御造作之石を支配し、其余石を拝領して父浄徳の石碑造立し、即円通寺の大五輪これなり、

浄円の石塔はひつし申の隅にあり、此五輪は(5ウ)鐘樓の南に有しか、六代目安井政胤今の処にうつしぬ、備前犬嶋の石にして、御城の外石かきと同石也、政純は玉水やの縁にて、阿わ座太郎助とも一類成し、然に玉水屋与三右衛門ト吉左衛門弟平三郎、九郎右衛門此名大五輪のうらに有、甥の平兵衛元純の父也なと一処にて羽州銀山にかゝり金銀を遣ひ捨、あまつさへ上納銀までも引込、大坂にかへらず、こゝに於て吉左衛門之家沈滅す、

貞享三年<sup>(寅)</sup>十月十五日死ス(6才)

### 大誉宗感禪門

右にいふ平三郎と九郎右衛門はいつくへか国違し、平兵衛といへるは羽州酒田今町之遊女を受出し、かの地に住居し相果たり、林昌寺といへるに印有、平兵衛か子父か死後十三才にてはるゝと大坂へのほり、伯父の孫右衛門二逢、医学を修行し、河州茨田郡常称寺邑にすみて、

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

安井元純といへり、広学にして氣慎有、<sup>(盛カ)</sup>安井小嶋の往事此人にして全たし、

政純婦人はみわと号、玉水屋のむすめ也(6ウ)、母は播州之墅赤松之一類、三枝九兵衛とて六千石を領せしか、三州にてうち死し、其乳母主人之娘を介抱して坂地に來り、玉水やにやしなはれて婦となり、此みわ女を生れ候 天姓和歌を好み、土居政女川瀬菅雄なとも友とし、詠卿今存す、和歌の一軸有、正徳二年<sup>マヤ</sup>酉二月十九日死八十一才、

心誉唯可禪尼 此人一生木綿を着せず、下駄をはきたる事なかりしとかや 玉水や

町も其跡なりや、

与三右衛門石塔は円通寺二有之(7才)、  
四代目を孫右衛門政寿親身上沈滅のとき十三人めの末子なり、幼るひらの町みの屋といへるに身をよせ、若きよりも唯可尼を引受せハし、廿才のとき備前屋孫右衛門と号し、羽山屋勘右衛門、帯屋長右衛門などの世話にて

宝永五年戊子 禁中様御普請の告をうけ合仕合し、夫々  
段々出世し、北国之間屋を初、高らいはし一丁めにて家  
を求め、むかしの姿にてなるへきの願成しも、享保八年  
北国之大洪水、七年の大火兩度に身上滅し、内淡路町へ  
うつり問屋を勤ム（7ウ）天性商人のわさに達したる人  
にて、算勘之至所諸橋との割合などにくハしかりし、  
又画人、寛保四年子六月十三日死ス、

量誉寿寛禪門

婦はきよ、摂州川辺郡川面むら檜尾宗右衛門女な  
り、眞実操正しき女也、

寛保三亥年九月六日

寛誉永寿禪尼

五代善右衛門初名喜兵衛政勝寿寛の長女は、（8オ）竹田  
氏へ嫁して男子なし、仍而永寿尼の甥喜兵衛猶子として  
北国問屋をつとむ、諸州に経歴していたらぬ所もなく、  
享保十六年いのとしつのかにや手板中間へ加入す、十七

八才を越路へ下り交易之業得すといふ事なし、楊弓を好  
て大金貝と号吐水、腕力能ク石半をあぐ、将楊心流の劍  
術を得て印可を受、円通寺鎮守之宮を経営す、

寛延二年己八月廿四日死ス、五十四才、

信誉教円信士

婦はちく又くま安田春節むすめなり、（8ウ）紀州浪  
人浅野但馬守長晟之臣亀田大隅大坂陣之時手柄有し  
か、武器武辺の事長して人にへつらう事なかりし  
故、奸臣の為に讒せられて三万余石を主家にかへし  
奉りて、河州、和州に適経して終る、夫々三代を春  
眠とて医を業とし、性を安田とかへて、大坂長はり  
問やはしに住す、此人に宗感の十一女きよを嫁し、  
うめか処の二女なり、人和徳分たれもよく敬ひしか  
くへつの婦人也、明和五年子九月四日、

大隅の陣營・繁誉知栄信女（9オ）  
紀洲河瀬川有

六代 政胤 幼名利助、后父ノ名善右衛門卜改、家ヲ譲りて後、祖先ノ名宗二卜号、

紋所モ三ツ楯

大江隣 廻心斎 素拙庵 旧国居士

九歳の比よりたゞ今の職分三度飛脚之間屋をつとむ、十九才よりして江戸へ下り、二拾九才にして父か家名をつき、舅之家之絶しあとの男女を介抱したり、其身聖教に狭ク一二冊を経て不熟誦、八筭よりうへの法制を学はず、力は五拾斤之重を揚る事不叶と(9ウ)いへとも、唯他之器量を以我ものとし、臨機之場を悟しにて人を以て人を遣ふの処を得たり、これ駿州松陰寺白隠和尚の心法を伝へ、三拾八九才までは痰瘵之悩にして東武の勤中くつとまりかたからむ趣なりしか、右之法を以テ次第に堅固丈夫之身となりし、仍而物之興廢事跡之紀源ほとよき処にとまりし、家をしる事二拾四年之間一度も御公儀へ御苦勞を掛奉らず、町内之式目掟を立て格式を改選する事三度なり、飛脚方之(10オ)事にては、宝曆のは

翻刻「安井宗二」きのふの我」(藤村)

しめより天明の末にいたるまで、事を初、古きを起し、店との規矩をさため、手代のかたつけ、物毎の賞罰を糺し、心情の慥ならむために出情証文を初、其心を落つかせしめ、四拾余年之間新左衛門殿法名了本は実を表に花をふくみ、宗治は花やかにして実を含の曲を以諸事之取組きまりを定たり、去は元文のはしめは江戸店同業のうちにて三四番目、大坂店は人もしらぬほと的事にて、一曲輪の人数男女をかけて二百内外の事なりしに、(10ウ)今は出店共に七ヶ所他の金子をもて何角の仕つゝきせしも、今三万余之家督とし、業は三都のうちの第一と称せられ、家族店中男女都而千人に満り、尤組合堅固にして立ならひ出情せらるゝ故には侍れと、ひとへに了本ト兩人專一之差配よりいつるものか、しかれば中興之時節といはむにも恥かしからし、宗二選候処、至宝録、員数帳今失せり、格帳、式帳、家声録、案文帳、日記之初筆を以て記す事数品、諸士百家之雜

事(11オ)まで述作する事、諸郡往来四拾年目に駕を免され、江戸に下り、三十七八才を綿腹(腰)を身にまとハす、三ヶ津之同職出会にも二の座に下らす、五十歳にして家事を猶子善右衛門ニ譲り、実子専治郎は他之家に遣し、かねて菩提所円通寺に石碑を造立し、俳名を以て法名とし、人之家を起し遺事六ヶ度、業に於て大事之役にあふ事二十八度、其余四十五度之變事を凌納め、勳方之褒賞ニ組合ぶ別之志をはこはるゝ事兩三度なり、(11ウ)組合のはしめ此業之ため恩儀ありしかたゝの御名をしるし、高恩神とあかめ祭り、先祖を發起の名録を鉄札にしるし彫て正覚寺に一基之碑石を建、家業興立先塋塚と号、吉凶に付てもこゝに告奉り、不朽をいのらしむる事をなし、むかしを忘れせしめしとの謂をのこしぬ、かくて業に有事六十年、父か譲りし家什之外、抱やしき一処、別家を立る事一軒、土蔵三ヶ所、器物家督なにか七拾五貫目はかりの物を増益し、(12

オ) 行之余力には空摩坊蓼太より嵐雪之一流俳諧之おくを得雪椽齋一好より貞柳風之狂歌をつたハリ、平林淳信、荒木猶水之筆跡をまなひ得、上毛の西沢庸軒より二条家之和歌古今伝之切紙等をつたへ、濃州大垣之臣正木太郎大夫とのより鎖術之骨法を授りたり到仕(歌)の前のとし家婦たミをつれて江戸に下り、上州之店々を見せミヤことりに、家声おこりてる之(寄力)くハシ、奇事をなし、天明の末蒙光和尚を浄土宗(12ウ)一乗布薩の両戒をたもち、五重相伝の一大事を興し、六十九才にて到仕の身となり、剃髪し、日比詠せし俳諧之ほ句二万句之内拔萃する事一千余句、ミつから選て俳懺悔集といふ一部二巻、諸国知音之友にミする事式百三拾部、凡四拾五国に流布し、七拾才之春賀之宴をもふけてしる人に酒をすゝめ、宴席之給物百五拾余品なり、しかも杖をからすして歩行する事十里をも過へく、食事むかしにかはらず、此(13オ)身にあまれる幸のミちたる事全く

以先祖之余光家業の恩徳によればなり、今此事をし  
るすも笑ひをまねくに似たれと、よしや他門に見す  
るものにもあらず、子と孫とこれを閲して其身長寿  
ならねは、物之本意達せらさむ事(まら)をおもへかし、と  
我事を我しるすも又おかしからずや、

亥四月の日永に筆を

七十叟

(花押)

東の別荘にとる

(13ウ)

### 六代の婦

前妾は羽山屋宗左衛門の一女らん后たミ、これ要

三、善三の姉にして、活気の女なり、家物 十一荷、

おひや勘兵衛媒して娘分にもらふ、宝曆十一年三月

十五日

戒香意薫信女

はしめ武田末子新三郎幻夢をやしなふ、家に有

事十九年 三十二才也、

后妻 天満はし南つめ天王寺屋権兵衛女(14才)、

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

初名ステ后たミ、母をうしなひ父に孝ありて家弟を  
やういくし、家を治る事年あり、宝曆十一年六月晦  
日、あみや十兵衛世話して入家す、五荷、母知榮に  
孝を尽す、同十三年専二郎を生む、一反不和成し大  
山氏の事を歎して和を結び、知榮老後眼氣不如意成  
しを能介抱し、末期迄之操尤尽したり、伯父良阿弥  
之病を我にかはりて仕へ、天満なる処へ行かよひ志  
をはこひたり、都而世のとなへる内分を守り、衆に  
すかれたり、我うみたる専二郎を以て後年之榮を  
(14ウ)聊こゝろにさしはさます、他家にうつすを  
以て道とし、両度までうつしかへたれともおもふに  
任せず、善右衛門又誠を立、おのか四代目の継子と  
なさむ願に任せたれとも、不幸にして天すも専な  
し、惣し而我身の行ひかたく、物のついへるをいと  
ひ、我家有事をしつて他ある事を心にかけず、家の  
ためとしては寒暑病身のいとふ事をせず、ちえいふ  
受し後二かいの造作、中岸之入目、土蔵のつくり直し

等十一ペ奴余、類焼之後の家造り、其後のたくわへ、善右衛門妾女三度之(15才)かゝりもの迄七拾四五ペ奴之潤也、尤このうち臨配三拾ペ奴余あれとも、のこる処内事之取始末によるものか、寛政いとし六十一才之賀筵をもふけながら、いまた家政のいそかしきをつとむ、名は檢約(後)のつよきにありとも、身は貞操の甚しきにいたる、しかも兄弟親族のために自分のはからひを以取斗ふ事なし、他見よりして後來ともになにかといふへけれど、其事実の正しきをしらしめむと書記す事也、

これより一門の弁別

(15ウ)

安田春節とのつりは、唯可娘おきよを春節へ嫁せしめ、其女を又猶子喜兵衛へ迎へ、宗二か母也、

菩提所谷町 本政寺 日蓮衆(後)

喜兵衛女ほうくま之弟新兵衛女政と申娘、此方へ迎へ候て重縁なるへけれど、喜兵衛姉清光の女さか女を新兵衛へ嫁したれば、家業躰之法令(中)而中間同士

縁組ならざるの謂を以、唯せ話のミいたし相果、今宗念寺に墓を得、正億受念也、新兵衛は後、長ほり平野屋又兵衛殿ニ奉公し、退而京建仁寺前ニ居住して医を業とし、(中)(16才)

安田安節 寛延三年十一月京死 理明院宗円 此家

系たえたり 浄土宗 天満善導寺之旦那(後)

河内屋とのつりは、元竹内知斎といへる茶師嶋町にありしか、やうしを致され、河内屋与二兵衛といへり、これか家へ政寿の姉かち女后壽貞を嫁したり、又政寿の女小さんを遣したり、全躰ハ政寿みのやに有し時を契約せし女の腹に出生之娘小さんいまた十四才之時、大久保屋の番頭源七后キ右衛門トひそかに契して兵吉后遺圖をうむ、仍而政寿せ話して元録(後)十四年手板組発起の、ち、組合判の人数入用之時なれば、銀子才覚して、右(16ウ)手板の株をかいもとめ、源七小さん一処にし、与治兵衛死跡小さん伯母のおかち方北河や町一丁目へ夫婦共入家し、三度飛脚之組合株、河内屋喜右衛門ト号、相つとむ

也、右小さんの子兵吉初中間へ出せしか、全駱利口の過たる処有て、左渡や治右衛門其外受とらずして、ひらや又兵衛へ奉公して仕損し、谷町ニ而木綿商ひし、江戸へ下り、弓町之棍本大久保主水、又は上州大間々須永宗右衛門などの奉公身に染す、度々家出し、此世話喜兵衛か一式受込儀利之姉へまる事年久しく、江戸にて兵吉、久兵衛と号、后死して道円也、(17オ)

小さんの生し兵吉妹おさか安田氏へ嫁し、新兵衛の婦となり、政を生む、常賢院妙悟といふ、さか女の妹に清水や清兵衛子の清七をやうしむことし、后喜左衛門ト云、さか女の妹あさ后ていほう尼其弟房之助后喜六也、清七姉はそめ女、大和屋利兵衛といふ江戸たびやへ嫁して、左兵衛喜助后キ右衛門、キ左衛門、今助松や、其妹さと尼崎や市郎右衛門婦也、喜助之兄は弥太郎后武助也、これにて其後の事をてらし可見、

一つね事三代め吉左衛門惣領勘右衛門孫にして円通寺に

勘右衛門五輪有、(17ウ)

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

九条は五代目善右衛門の従弟にして、川面むらかしを氏の子にして、徳右衛門弟久兵衛政勝のいとこ、今の久兵衛ハ又いとこなり、徳右衛門之兄源兵衛江戸元誓願寺前に道具屋をいたし、道円を世話す、

道頓堀之安井氏は、其先河州高屋之城にこもり、九十七代 光明院の御宇和田楠と境をあらそひし家也といへり、即久保寺安井伝右衛門、寛永の末、一族之内助左衛門といへるもの関東へ下り、五代之

台命を蒙り、貞享曆を撰む 即 公儀之(18オ)天文かたととなり、国の郡名を以て渋谷助左衛門とあらたむ、弟は御殿へ被為 召暮所之数に入り、安井三知といへり、今仙角其家也 助左衛門跡は渋谷図書といふ、紋も丸にから花也、

伝右衛門第九兵衛、依

台命 大坂ほり江川の南に新堀をうかちてのち法鉢ス、道頓堀の名も剃髪の号によるもの也、小島とのつ

りは、御先代之御出入を憚りて二代目道卜のやうしむことなり、安井とあらたむ、(18ウ)

側之家にうまる、父は五代喜兵衛四代之政寿のやうし、摂州川辺郡檜尾宗右衛門子后善右衛門、母は長堀之医師安田春節女ちく、后くま

乳母は河内石川白木惣兵衛女つや

金姓 幼名利助 后父ノ名善右衛門

産神 座摩大明神也、ちくは政寿始(2)の (19ウ)

女にして家のつり也、

三歳 享保九年甲辰 門左衛門死ス、三月廿一日、二日、

(朱) フクシマ店 出来

大坂中九分焼失、このとき大切のものは上荷五艘に

つミ、九之助町堺屋弥一右衛門方之浜蔵へ入候所の

こらすやけ亡、直庵の鷹の屏風、探幽安信尚信之三

幅一对、安井重代之雪舟筆のかけもの、亀田大隅朝

鮮国之感状并ニ長刀、銘天狗、同唐国之絵図、小島之

系図書、豊臣御家之免状、柴田合戦小田原陣之感

状、其外之什物宝器大かた焼亡(20オ)、

家族もちり／＼に逃たりしに、宗二は祖父の懐に抱

一手代阿ミヤ十兵衛といふは、高らいはしの時之子飼吉

兵衛五代の喜兵衛蔵圖ト北国へ下り沈倫之世話、忠を

尽し、ひなや町ニ而あミヤを勤ム、キ兵衛ヲ仕付銀一ノ欠遺候、沈滅之

時也此粹喜八、江戸店へ奉公し、金子を遣込ミ、八拾

金也、此内十兵衛ヲ二ノ欠出し、跡ハ受人分之河喜ト

此方へ引受、喜八は出奔してひな大夫トなる、十兵衛ハ其後

死し家絶ス、

宗二一代勤役之内之事跡を書記ス、はしめにしる

せし大旨とてらし合すへし、うへに朱書有は宗二

たち合さる間の事としるへし、(19オ)

(朱) 朱書は他家之取計ヒラ紀ス、(2)者自分取計ノケ条目安

六代 政胤 善右衛門、初利助到仕後宗二

享保七年壬寅の十月五日戌刻、高麗はし一丁目南浜

かれ諸方経廻り、天下茶やわたや与三兵衛かたに滞  
留し、乳を吞事三日今住吉參詣に  
たちよる事、

五歳 享保十三年の春弟左八郎早世、これ政勝之四男也、

(朱) 享保十一年  
大坂店

惣領長子之弥八郎は享保ノ六年に死し、宗二は二男  
也、 沾徳死(ミカ)シライキ

安田春節死円姓院春節日応廿四日

浅野長晟の臣亀田大隅五代之孫なり

母知栄の父にして政寿之姉むこ也、

阿わ座太郎助媒として嫁といへり、(20ウ)

七歳 享保十三年戊申 日光御社サン

(朱) 日光御社サン

備前屋北国之つみ出し、得意大洪水にて此方之かい  
もの取引不勘定ニ付、政勝手代十兵衛其時吉兵衛め  
しつれ江戸十判を申受、越後新潟其外之方へ行向ひ  
相对候所、家やしき大き成を八ヶ所被相渡候、かの  
地へ引こし候得ハ我物となれとも、引離代なす事な  
らざる国法、仍而大躰ニ相済し、負せ方夫との断相

立、内淡路町一丁目南かわへうつり、備前屋半右衛

門これは江戸溜屋新兵衛弟也し、夫を以て形をのこ

し、父喜兵衛ハ諸婿之間は(21オ)本町四丁目備前

屋権兵衛方に居す 宗二は北かはや町一丁目紀伊国

屋新右衛門かしやに祖父孫右衛門祖母トるん居す、

今の河内や喜右衛門  
向ひなり、

紀の国や新右衛門ハ、其時年寄役をつとめ大身成し  
今江戸の石田源右衛門、堂しま大つかや久女の父也、

此時、大和屋利兵衛世話にて松屋町なる和田幸右衛

門殿へ手習に通ふ大和や武介、かわちや  
ていほうなど、所、

八歳 享保十四年己酉 ことし象渡ル

(朱) 象渡ル

父母と、もにつりかね上の町布屋半兵衛かしやに居

すタカクラすち東北ノ角也(21ウ)

九歳 同十五年 庚戌

河内屋喜右衛門おや子の執合を以、内ひらの町大沢

町津国や十右衛門三度飛脚之組合株、左渡や治右衛

門退去之跡へ世話す、由縁なきにあらす、手板組之

初發人三右衛門は、しまや弥十郎出、喜右衛門は大久保や出、宗左衛門は信濃や弥左衛門出也、おのく、備前屋とは問屋之なしミ旁也、此砌、中間皆と下女有なしにて、才領中ハ猶以手せいし也、

十歳 同十六年辛亥手板中間之加入 四月(22オ)、かわ

ちや清七殿引合にて、伊兵衛殿、宗左衛門殿居合被

(朱)申盃等相済、中間七軒、下飛脚八軒、為近付歩行候

住吉  
チャウ と政勝扣ニ有、十一日、近附ふるまひ、一汁

チン初  
(朱)三菜三種吸もの嶋屋伊兵衛 加賀屋宗左衛門浄

生、嶋屋五郎兵衛品川死、河内屋喜右衛門聴感、同清

七浄キ、紀伊国や善九郎九右衛門、吉左衛門

右人数はおり斗、此方おやこ下袴着

十二日、三貫目、中間入銀子、三貫目家代

これはかしゃにては不成、又急に家も無之故に中間

へあつけ候由、(22ウ)

同十二日、夕飯かわちや喜右衛門清七之やうし振舞

有、此方おや子も呼る、同七月小山や庄右衛門下り

につれられ、政勝江戸へ下ル 十二月に至り四日三

ノ女げん死ス超倫童女 同十日につね松死ス 到玄

童子、いづれも痘瘡也、此せつこのつ十店はミせもさ

ひしく、手代には吉左衛門一人、台所の賄には妙意

といふ八十才斗之老尼、あほうの男与助斗、小者も

無之、此せつ配り長兵衛か悴伊八と利助兩人かはる

く、に茶をはこひ、又はいせ、あたこの札等を配分

し(23オ)あるく役目をつとめ、飛脚中は女ほう布

はたをおりてうりたり、配りも七人斗、

(朱)田作虫ツキ 仁風一ラン

十二歳 同十八年 癸丑

なわ屋六兵衛口入にて、北かハや町二丁目南側井上

源六之家やしき、六間に十二間八畳の土蔵三貫六百

目に相ととのへ、年寄ト山田屋仁兵衛、五人組は嶋屋

五郎兵衛、山田屋、京屋清兵衛、丹波屋左兵衛丁代

藤助 其子武介 其子幸助 かミゆひ源兵衛 下やく小兵衛

かしゃ 万屋新介 なら屋 喜八事 (23ウ)

(朱)高ツシン川 祖父母寿寛永寿は一丁目京屋源右衛門か  
しや今河喜之、下女つねば、事、此せつ手ならひ林伊  
右衛門へ入門す、

七月八日、初代の河内屋喜右衛門死半左衛門ト号、

二丁め切川むらのかしや今明石やのとう具ミセ、  
祐和尚の法弟故に蓮社号、かわちやの祖也、

新金蓮社間誉聴閑居士

このとし江戸店普請、奉行政勝、此家手板の組へ受  
とりし、かゝ見ほし小西の店之家を造作の物也、江  
戸番頭初代のほりとめ五兵衛、(24才)

十三歳 同十九年 甲寅  
此せつ、いせ崎店やうくひらき、奥州も新店、  
藤岡も相仕つとめ、たかさき同事、一曲輪に候給へ  
ものやうく、式百七十人斗、妻子とも也、江戸は三  
人つゝとめ、大伝馬町廻り第一之役め也、戸棚  
新川廻り、ミセ番ト三役也し、

十四歳 同二十年 乙卯

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

(朱)河州大水 上州藤岡これまでは依た与五兵衛上下とも  
に相つとめ、才領弥平二、七兵衛斗、いせさきは八  
右衛門也、政勝かの地へたちこへ取引となす、上州  
其せつは(24ウ)狭氣を立、刃物業にも可及ほどの立  
引にて、此方へ引受、一式政勝也、江戸ハ此方へ取、  
十七歳 元文三年戊午

(朱)道中大水 組合ト嶋屋三右衛門公辺となり、年寄五  
郎右衛門は不及申、善右衛門、伊兵衛、庄右衛門な  
り、江戸つめは宗左衛門、喜右衛門、九兵衛等、一  
ケ年かゝり大こくや徳兵衛取扱、三右衛門病死之上  
は御侍之か姫江大坂や之源兵衛惣ト一処にして、新右  
衛門トあらため済、

宗二、十二才の比々此比迄ハ会所てつちの役目をつと  
む、(25才)

十六歳 元文二年丁巳  
(朱)大状固 安田氏きよ死 宗二母知えいの親にして祖母  
円理院妙寿日住 政勝のしうとめ也、

十七歳 元文三年戊午

十八歳 元文四年己未

十九歳 元文五年庚申

二十歳 元文六年辛酉

二十一歳 元文七年壬戌

谷町寺町本政寺に納ム、

十九歳 同五年庚申

(朱)辰巳や事 四月十五日、利助初下り、立ふるまひ一汁

(朱)四年セキ トウロウ 三菜、飛脚弥兵衛 又十一月廿九日登、此

(朱)柳や早 せつ迄南状之すけ、伝法の添人をつとむ、

九兵衛もこれに同じ、

二十歳 同六年辛酉(25ウ)

(朱)サイモク丁 三月十八日下り、与治兵衛、七月廿九日

(朱)飛脚や公事 弥兵衛登り、同十二月十五日下ル、弥兵

衛也、ことし迄大坂や茂兵衛与中間と公事有、十分ニ

かち、若狭や仁右衛門をとり上、猶其後の内分を伺ひ

とて近江屋藤兵衛ト申ものをこしらへ、江州かゝ見

箕浦清左衛門といへる油紙包を拵もたせ、夫を証拠

とし、仁右衛門を罪に可落之うら、石川土佐守様御

捌而勘右衛門、平兵衛入牢しぬ、茂兵衛ハ家業御取

上ケ也、此事上方へしらせにとて才領平七登るをぬ

まつにてあひたり、江戸へ下り、廿六日新川辺御得

意のこらす此方へ被仰付ニ付、(26ウ)新川廻り九兵

衛手に余り、新右衛門殿了本と我等布袋をかたけ、

状を入れてかへりし也、其せつには、見習之ものは下人

(朱)大茂商止 同前、大坂にてもてつちの替ニ茶をはこひ

(朱)元年 サカイ市 たりし、又状届之手伝、南又ハ伝法などの

兵衛 添人に遣れたりし、九月六日永寿死 寛誉永寿尼

此比活々坊へ入門して芥室ト号、

二十一歳 寛保二年壬戌

三月廿九日、飛脚甚兵衛ト登ル、三度目也、

(朱)大茂公事止 八月十八日、添人太兵衛ト下ル、

(朱)勘右衛コク門 荒木猶水門人となる 大坂にては雪縁

齋(26ウ)一好に付て狂歌を修行ス、

(朱)天王寺 十一月廿二日、叔父新兵衛死、京建仁寺前か

(朱)象死 しさしき、

二十三歳 延享元年甲子

(朱)去酉ノ 帯屋勘兵衛媒して、羽山屋宗左衛門娘之らん

(朱)くれを娘分にもらふ、同五月、藤岡一円此方へ引

受、かの地せいらく政勝也、六月十三日、孫右衛門

政寿死 量誉寿寛禪門、

二十五歳 同三年丙寅

去年の之上州之取引、与五兵衛ハ上州風俗之長刀を

以て抜はなす氣風、政勝又鉄心之おとこ立、(27才)

とうく此方之ものとし、間口二間、おく十二間、

手代平八、左七、十兵衛、去年、ことし新左衛門お

くへ下り、

(朱)○山田屋取引、京都下り金引受、善右衛門相談而貴

候録新右衛門 至方録宗二

二十八歳 寛延二年己巳

(朱)ひめし 五代目善右衛門政勝大病之内、宗二、八月二日

(朱)一キ 江戸下り、同廿四日政勝死、五十四才、

信譽教田居士

享保十六年の江戸へ下り、十九年之間堅固ニ相つと

む、(27才)

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

參候而少し端手ニ見せ候時ハ清光伯母也とてまいら

れ、先之おやとも行來有しか、右長右衛門と申者死

し、其倅不埒ニ成候とて、政も貧窮ニ成候而ハ一向

(朱)田邑丹生 かまひ不被申、マサ病氣のよし此方へ引

取、如斯ニ取斗、宗念寺之石塔も此方之名前也、

同三年新三郎死 武田氏五男、安井之治子とし而迎、  
三才にて六月六日死ス

三十一才 宝暦二年壬申

(朱)てんま ふく嶋三斎はしまる、これはふく嶋の飛脚

(朱)大竹やけ かへりニふれさせ取集候得とも、金子少く

(朱)多田屋 引ウラ 候へハ、日を延し状なとも延引、京都にて

も不勝手成に付キ、(30才)新左衛門京都を廻り、問

屋方の三ヶ年之間ハ状之賃をもらひ相初候、江戸之

得意方ハ宗二廻り候而、ふく嶋地頭之御ふれ状出候

而三斎初ム、十二月五日、久助初飛脚ニ下ル、

此としかまぐら海道二冊撰ス、

高らいはし必東泉貞門に入、

三拾五才 宝暦六年丙子

ふく嶋伝兵衛、不評につき糺に下る、此おとこは泉州の生れにて、上町配り喜八か口入也、源六之あとを支配し、初は少し偏屈之情なりしか、(30ウ)真実堅固成に噂直り、つとめ方唯天道を恐るゝ事人にす(朱)阿波左  
(朱)出入 二而女郎やをするといふ噂、得意衆才領中も沙汰

し、八丁め之徳兵衛といふやとひ候者、故有て不和となり訴人す、仍而かの地へ下り糺し可申之処、此おとこ左ほと不埒之生得にあらず、子細こそ有めと、ふく嶋へハ不着、八丁めにしのひて遊女をかひ、七八日も所之内さた様子等他のものに成りて伺ひし処、伝兵衛か迎候女は奇代之実躰者、つとめ之内二百五十金斗こしらへ候を見こみ候而、(31オ)伝兵衛ハなしミ、女も伝兵衛か心底たのミありと大事之人におもひ、相談して店を出し、越後より女かおやを呼下し、商を初候様子能く聞濟し、扱ふく嶋へ下り、店之勘定相改候所、一錢目も違無之、主家之金

銀引込さへせねは不苦と、田舎片氣之別段成ル覚悟にてありしや、仍而山たや兵左衛門、其外善兵衛、平右衛門呼寄せ此事を申聞せ、これまでの功にかへて用捨もいたし度おもふ也、いづれもいかゝ思ると申せハ、皆同音にこれ迄之事を以て御尤之至也と、国風とて皆と感(31ウ)涙し同意也、仍而江戸へも申遣し、左渡之定八といふものに支配させ、江戸にて伝兵衛ハやと持度卜願を出させ、八丁めを引取、商ミせを出し、改而伝兵衛ハ後見を申つたり、女房も益く出情、ほとなく貞八<sup>(定)</sup>早世し、又伝兵衛再動し、仙台の開発をし、真実近代之手代といはれ、六十余才にて相果たり、

(朱)〇八月、善三やうしとす、

(朱)〇住吉祭之幟、猩と非、ふちは黒しゆす、中は金紗、文字は丹生、浄生したゝめ置(32オ)れし、ふちの雨竜は宗二下画す、

(朱)〇大山にて利助盜賊にあひ、金子出候一礼之式ニ馳<sup>(ハカ)</sup>

參候 本田片山門入、

前田良能に檀林之俳諧を学ぶ、

(朱)○此年、羽州之得意廻り、山形、大石田、酒田、上

の山辺之諸方へ廻り、象瀉へうつり、酒田之林昌寺

へ参り、安井平兵衛か彫まれし千躰仏をたつぬる、

(朱)○本田片山は井上官治 后伊織、田沼 引合而本町ニ

入門ス、

三十七歳 丁丑 同七年 (32ウ)

(朱)二本松、藤岡之儀、依田と引受而次第に盛に成候故、

(朱)柏や (朱)シマ新 近五方せき立候而かいもの等もせり合イ、手

代は段と諸方へ入込、取入候手段(ウ)而おのつからせに

も遣ひ、おのれか自分之遊びも仕損し多、仍而近五

支配宗八ト申合せ而、両店判形にて質銀之願無抛

都而上州取せつき渡り候所、当座受取ニ願ひ、相叶

申候、此後、新左衛門兩度、宗二兩度、罷向いろ

くいたし見候得共、むつかしき所柄故、立直りか

(朱)○たし、藤助と四郎兵衛へかゆる、

此せつ蘭更、上州辺俳諧はやる、(33オ)

(朱)○八月、助松屋ニ有之候、嘉助弟京蔵同しくかの方

ニ相つとめ候を引取、宗二猶子トす、善三ト云、

上州西沢庸軒と二条家之奥儀之巻物、古今之切

紙、何角受与す、

三十七歳 戊寅

(朱)川サキ 手代三郎兵衛、酒田上納金 酒井左衛門督

(朱)銀十匁 役人中ニ而かけ落し、此詮義

(朱)京太兵衛 椽へ届とて、

よし原さかい町を探す、嘉平二ト宗二兩人なり、然

るに、酒田本間氏左右衛門殿へ世話かくる故事ト不

本意と有て百三拾金被差越候、(35ウ)

(朱)○冬、福嶋支配播州之義平、勘定不足改め、百七十

金有之引込ともミへす、金帳面つけ違ト相ミへ候、

ニ付、かしニ付ル、

三十八歳 同九年己卯

助まつ屋へ遣置候嘉助、故有て奉公引罷有候内、中

松屋のん居何角殊外立腹而、余ほとむつかしく候所、段と相なため候、右縁組之趣意は、一烏之薬法少しにても医心の有ものは、不宜約成物を守男望ミ候(35才)、諸方も持参金にて可参と申者沢山なから、元ト嘉助、助松之薬取ニ参候せつゝ心に入候処有之、且一烏之愛妾きぬと申者、かれ是与執合せ有、不紀、ひとつには一烏江戸ニ而福田玄三と申而、せ

と物町しまやうらにてせ話に成候ゆかりも有之、なにかなしニ宗二へ可譲とのあらましにて、外之聞之旁式百金之持参分、当時六拾金之渡し残は手形とし而十二月至り養子とす、ならや吉右衛門、木津屋七兵衛取掛り、一烏愛妾之第一そのと申に婚姻して事調、廿日 七日 吉左衛門宿持(36ウ)

(朱)〇十一月、河内屋喜右衛門死、初清七、清誉浄喜、三十九歳 同十年庚辰

(朱)一心院入寺 江戸神田の火事、二月六日店やける、初度、喜三、江戸初下り、去年の喜右衛門子喜六実家の子

清光喜右衛門ト改候所、上州大坂に不勘定有之、大坂五拾金、上州三拾金、是はかくし妻相こしらへ候而、如此、仍而京都へ出奔ス、一家中之願とし而、助松や支配相つとめ候、喜助を喜右衛門とし出動す、喜六は宗念寺之幽誉上人京一心院へうつり玉ひし、侍として為登遣候、(37才)

(朱)〇九月十一日、安井純正死、これは三代目吉左衛門五男平兵衛、羽州ニ而生れし子、十三才にてのほり学医となり、河州茨田常称寺に居す、歌人也、家録之故事、此人の語多し 元誉純正居士

(朱)〇十月、江戸類焼付、諸店五ヶ年之間檢約之事印形取之

(朱)〇藤岡の事、新左衛門被改候以来、とかく不勘定ニ而いたし様も無之、本所中屋半兵衛殿へ相談も可致の了簡いたされ候得共、おもへはおしきほね折損也と、又と下り相改候所、不得其意事共有之付、手(37才)廻候、吟味候処、藤助も四郎兵衛も身持不宜、

此せつ支配四郎兵衛一の宮へ入込候故、此処へ遊び内分を糺シ候故近年相知れ、四郎兵衛引込百貳拾両、藤助か引込百七拾両、平助か引込三拾五両、十二月廿日迄ニしれ、藤助はいとま出し四郎兵衛へ預ケ、平助はつけのほせ致候、扱みの、者喜七ト申者支配にもいたし可申はとのもの、夫を見込依た武左衛門へやうしむこにせ話、留木問屋金左衛門殿也、所詮身のおもきもの役にたゝすと暇遣し、あとは四年つとめの利兵衛、三年勤之義八、二年勤之藤八とをのこし、旧功之(38才)者共極月廿四日迄ニ出し切、店仕廻候共、存分に可取斗と江戸へも申遣し、諸方かし方役人ニもいはせず、きひしくさいそくし、定使をこしらへ小人数にして小揚を定め、江戸へ之送金斗にて、所にてからずして本店へ月一步之利を払、万事九死一生之戦同前之取斗、諸向存念之通ニ取斗候而、ことしの勘定は二十七両也、利兵衛をおもて向之支配とし、三ヶ年之間藤岡之店を預

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

り、翌年には利分貳百三拾金、利足七拾兩払候而中興す、右あつかり相糺し、暮十二月廿五日、(38ウ) (朱)○此時ハ飛脚共、番每一太百文ツ、かけ錢とし而引、このたまりをべ上ケ、一ヶ年ニ一度ツ、田地をもとめさせむと申渡し、くしにて順を立、ことし取番と思ふ時は、かねて人ニもはなし置て、相応之田地あれハ右之内へ出しもとめさせて、田地之手形ハ此方へ引とり置、必竟京都下り、物持候しち物なり、たれにても不時之事あらむには、此田地を以て可相弁との約束也、仍而今藤岡此方之飛脚ニ田地もたぬものはなし、出入之小揚とりも此かくにて少しつゝの田地を求候ハ、二用一事之(39才)はかり事也、上州之飛脚、むかしは所之者之かは、<sup>(せ)</sup>して自由にならぬにて有しか、今は一向下人同前之ものに成し、(朱)○奥州之飛脚は、猶以国もにて、会所有ての飛脚、飛脚有ての会所と慢して、宗二、新左衛門初而下候時ハ、居ながら、御下御大儀ニ候といふほと横平成

しか、出向ふ様ニなり送る様になりて、今は旦那様  
とあしらふ也、物の曲にくき物のはしめ、かくを立  
しは新左衛門殿、宗二兩人の世に成ての事也、皆慢<sup>(カ)</sup>  
へ金銀之賜也、(39ウ)ち、ふ第一之御得意方十二軒  
之連判状ニ藤助ト四郎兵衛殿御出しハ御分別違候<sup>(候カ)</sup>  
半、なしミの者無之得は、慥ならずも存候と、むつ  
かしき状、かの地へ罷こし、此者共不便に存候、い  
ろく抱候へ共、ゆるしかたき不埒有之、かのもの  
共を不便ニ御思召候も、私店御ひいきるおこり候  
事、右之者共罷有候而ハ、店難立候間、御聞濟可被  
下との事、いつれも御納得にて、夫々掛とり立かへ  
り其卅日に、

見て行むそろくとしのか、見山と

命状にほ句を書ておくりしに、一殺多生之大勇に  
て、かくほ句ニ成候事、返くかんし入と、俳諧き  
らひの(40オ)新左衛門殿かくかんし入て かく見山  
見ても恥かし我白髪と返事被致候、庄田半蔵との

もほふひの詞被下候、宗二生涯之あら事これ也、

四十歳 同十一年辛巳

三月十五日たミ死ス、初らん女

大山氏之一女 戒香意薰信女

同六月晦日、天王寺屋樞権兵衛女捨を迎へル、五荷、

世話人あミ屋十兵衛、

右五月中取斗(40ウ)

四十一歳 同十二年壬午

(朱)御用金 五月、吉田の口屋勘次郎、不埒にて届

(朱)百七十五万両 金間ちかひ有之、かの地へ下りはやし

(朱)竹田入牢 喜左衛門ト引合、新城、田原、鳳林寺辺

之在と受負之証文を、判を引、其上にて勘次郎へ此事

申聞候付キ、大に腹立し、血判之すへたるはたし状

を付ケ(41オ)、此儀付地頭役人る勘次郎に番をつけ

候而、おもて向慥ニ喜左衛門へ取引いたしかへる、

喜左衛門後学者となり、書物あまた出す、

四十二歳 同十三年 癸未(41ウ)

(朱)田原神宮寺 仙台店出し、大町三丁目衆中御せ話ニ

四十四歳 明和二年乙酉

大般若 而、三木や四郎兵衛と申者、取引所支配伝兵

(朱)去申とし 三月之末、大坂御城内と申ちやうちんの銘

(朱)衛、世話人喜惣太といふ飛脚也、飛脚方願上は、女

(朱)由井失物 につき御吟味也、依之京大坂度と寄合、江

ほうの弟梅ハラや清兵衛相働候也、成就之上一札ニ

(朱)上州百姓モメ 源組之かめ屋善二ト度と上京、先さ、

罷下る、翌明和元年也、

七、先近五也、

六月専二郎生る、大手一鳥名付、

雪中庵を師とす 松島にての感有故也、集に委、  
活々門人なれハ弟子にはならず、

(朱)〇木津屋七郎兵衛、段と世話ニ而、大手ならや吉右

(朱)〇仙台三木屋方清兵衛江戸へ来り、四郎兵衛ト支配

衛門之おや分とし而、改善三入家、朱えいとのととも

ノ藤助を、散くあしく申なし、私別ニ大町一丁目に

和合

(朱)京弥 (42ウ)店をこしらへ、御せ話可仕金百兩御

(朱)〇十月廿七日、北かわ紀伊国や九郎兵衛家、八ヰ五

(朱)二百金失 無心申、と我かちなる願而、新左衛門我等

百匁にもとむ、又南側ハ、翌年十七ヰ五百目に売払

のミ込不申、四郎殿有ての貴殿也、かの方る案内無

ふ、

之に合点難成トはね候所、京都へ引取、十七屋をこ

(朱)〇上州海道糺し、十七屋新兵衛才領平助、此方(42

しらへ店を出し候へ共、不相成付、(三)なにかの札ニ相

オ)吉右衛門をつれ、大宮甚兵衛、かうのす庄右衛

廻候跡、檢断衆取斗ニ而藤助をすゝめ、町奉行手代

門、熊谷布せた勘右衛門などの世話に成る、大駈ハ

衆を初、町役人をふるまひ候後、梅ハラやるかた

相かたまり、以来駄賃帳つけ通行之筈也、吉田八文

くの町奉行、鮎貝志摩殿を取入かたらひ、あし様

し屋へ極メ、

ニ詮義、しまや停止ト成り、役人衆も役目をはなさ

(候) れ事、上役衆之反合となり、何角なしに双方ともに  
飛脚やハ不相成ト申事ニ成ル(43オ)、

(朱)〇手代藤助、諸方々そたて揚られ、かし金、其外自分  
遣込二百両ちかく、苦にやミ病死ス 七月に至り、

三木屋之親類大町三丁目富屋金右衛門と申者ニ願相

叶、江戸は嘉平二名前 十七屋は梅ハラヤ(三)而相叶ひ

候(朱)〇九月九条久兵衛死、円蒼宗和信士、家之時銀

子之恩人也、

四十五歳 同三年丙戌

(朱)久助小山紛失 町内、油屋治兵衛にかゝり合取慎ム、

上州海道又八、友八、大宮茶や利兵衛、おけ川斧右

衛門などの世話(三)而十七や金七ト大立相廻り、一々八

百文迄ニきめつける、(43ウ)

二年酉九月事

(朱)〇吉右衛門事、かハや町一丁目にしちやをいたし、

一度は百々奴余之身上ともいはれし、これ皆奉公之

数年、下り役之納錢二三ヶ月はとツ、も引下ケ、其  
銀子にて無尽をはしめ、口数を入かけ通し、又中間之  
若輩ニ内証金取かへ飛脚共にもかして高利を取候事  
凡二十余年之つもり上ケ、段々利を盛上て如此也、  
和州さくらゐる茂平と申者をやしなひ時めきしか、  
甥の和助といふ者不所存故かまひ不申、此者度々の  
無心聞入不申付、やうし儀平、吉左衛門ニ不孝也と  
申(44オ)事を楯とし、吉左衛門女ほうさよと儀平か  
中ニ訳有事をいやからせ出訴し、いかにもつれ候  
哉、茂平入牢し、吉左衛門ハ御預ケトなる、然に吉  
左衛門九月十八日ニ死し、御あつけ内之事故かり埋  
となりし、我等登り候而、幼少々之なしミ難見捨、  
いろく取あつかい、和助方へ銀子を渡可申約束(三)而  
申おろし為願、吉左衛門も改葬し、儀平も出牢し  
ぬ、其上は身上もたゞミ候而、会所出入もとゞめ舟  
場へ引こしぬ、もふけ高よろしからさるもの故滅亡  
ス、天命哉(44ウ)

三年戌とし也

(朱)大津十<sup>ノ</sup>目 飛脚平兵衛、六月廿七日早飛脚ニ下候

(朱) 島伊

(朱)フク島 所、松尾川高水にて、川こしの者余り高

(朱)十一屋島新

ね之申分にて候由而、かの平兵衛は五尺

九寸之男、廿五<sup>ノ</sup>目も有ほと之丈夫故、大に腹立

し、のり下を下り、馬士に口とらせて川をわたる、

いかゝしけむ、馬あとあしをはねて、のせし才布川

へひたらむとするを取とめし拍子にあしをふみ損し

ておし流され、三丁斗下にうつ巻処にておし込れ死

たるよし、夜之事にては有、馬かたは馬を引て土山

へ馳つき候、宿よりも追<sup>レ</sup>かけつけ見付候而、いろ

く<sup>(傳)</sup>料治もいたし(45才)候へ共不叶、土山之いかや

伊兵衛かけつけ候而、死かいの首に才布之ひも切て

有に氣をつけ候所、片手ににきりたる袂に金子有

之、早速取はなし置候、此事ニ付、七月朔日、朝舟

ニ而政胤、手代茂介、大こくや源之外一人罷下り、

道と受取物改候所、五ヶ所之受取金子貳百拾一兩少

しも無紛失は、全いかや之働有之候、

なにか之掛り、志加羅喜之役人中へかけ合候而相

濟、松尾之地安寺へ葬り、<sup>ノ</sup>貳十兩斗、外十二兩

七月九日帰国(45ウ)

(朱)○濃州大垣之臣、正木太郎大夫殿と申へ、劔術一流之

名人にて公にもしられ玉ひ、江戸へ被為 召、劔術

御披見有、御老中かたもあまた御伝受あらせられ候

而、全躰慈仁之心有て、世に無力不術之者非常之難

儀にあふ事を助度との誓願にて、秋葉権現へ一千日

参籠ありて願中に御受与ありし神受之鎖之術有、猛

獸を防ぎ、災を除き、無法之邪賊をしりそけ、白刃

をまきとるの法十六品、速におほへさせ候様之一法

有、しかし、我慢邪欲之ものかしらに、血の多き

(46才)事を好むものには免されぬ事ト申、千代くら

鉄更殿段と申入被下候所、大坂ハ強氣之所からなれ

は不許とありしを、五郎八殿受合之証文を出され候

而、かの地へ立こへ、千代くらの一家衆之執合にて

五日滞留し、正木殿直と稽古場にして十余品之奥儀

のこりなく受与しかへる、

四十六歳 同四年 丁亥

柳屋両家へ引取、相法寺相談す、

夫迄ハ、内あハち町吹田屋と申、両かへのかしやな

り、町内しまや七兵衛、我意の取斗多く、年寄ヲも

(朱)池りつ行(46ウ)蔑にいたさるゝ事度と付大坂屋喜兵

(朱)五郎右衛

門 衛、嶋屋清右衛門ト談し、寄合をつけ、町

中打揃候中ニ而申込、七兵衛ハ逃てかへり候付、段

ときめ附おし込隠居申渡し候事、扱紀九郎兵衛家う

り渡候後、嶋や新右衛門東隣にかり被居候内、新

右衛門娘政女ト文之取やり有而、既に寮通ニも可及

至儀、兩親も子に迷ひて、他人之評儀をうかゝるゝ為

られ候、万屋五郎兵衛内儀まいられ候而いろくとしらへ被申候得共、むかしと不相成之一条申聞せ

かへし、既に両家かく成候ハ末と家法ニも乱可申処

也、古老之兩人法を犯さハ大事にも(47オ)可成之時

節、我等一人向ふへ廻り強く申張り候而、故実をや

ふらさる条、永と中間先祖へ対しての手柄、生涯之  
働こゝに有とや申さむか、

享保之末、野破立置候芭蕉塚ヤトリ塚ト云、寺も

遊行派之ものト成り、台所のうら口に成候而、人

もしらぬ様ニかくれ、位牌も埋れ有之、仍而小山

屋伝兵衛、寸馬与兩人これをまつり、十月十二日

初て月牌の前に香花して、これと不絶仏供を献ス、

俳諧懺悔之文を書(47ウ)

(朱)〇奥州久来石ニ而、治助と申者切ころされ候せつ、

ふく嶋を馳つき、何角取仕廻いたし所へも書札取や

りいたし候、此者金子にても持候哉との盗人の見損

し也し、

(朱)〇半三郎養子、唐金の半兵衛といふものは、かくへ

つ器量ものにて有しか、道中、あ久津之間而死し候事

相知れ、江戸より馳つき、万事相改候所、持参も

の、荷物共無相違、半三郎へ渡し、所へ一礼してか

へり候事、藤岡之飛脚五郎助事、おけ川而落馬し、

(48才)しらせこし候故、江戸を馳つき、諸事相改、  
代り之者を立、扱死骸ハ所へ可納と存候所、女房其  
外親子ハ、国へおくり度よし申付、所へかけ合イ、  
弥八殿をつけ遣候所、所之若者又とゆすり、過分之  
錢を可取之事、仍而大にきめつけ誤らせたり、猶ミ  
ち筋之事申遣し、布せた勘右衛門被申誤候 神明天  
神へ絵馬奉納、

(朱)○宗八、坂の下ニ而、三拾両ぬすまれ候、盗人とら  
へ候時馳合候、これらの時日慥ニ正しかね、せかき  
の目録に依而其時を思斗也、(48ウ)

此方いせ崎を桐生飛脚(號不明)候弥七与申者 信州塩尻ニ  
而一固ぬすまれ候、此荷物之事は、十七屋方之一駄  
内証(二)而相たのミ候而然とも、此方之引受とし而相弁  
候、弥七へ之合力までもいたし遣事、しまやはおと  
なしく弁かたもすみやかなりと、弥七ひいきの万屋  
新介、是を万事懇意に仰下され候、ぬす人は菊五  
郎、翌年とらへられ禍罪にあふ、  
(絶力)

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

(朱)○五月、前一心院大徳、大蓮寺の境内に閑居ありし  
故、これ迄往年非業に死し、(49才)不埒之罪を得て  
悔死、又は一代はたらきの者、又盗人のとらへら  
れ、罪に行れ候ものとも、ミなをのれかなせる事と  
はいゝながら、此方之由断より事起りたれば、其罪  
婦一の謂を以懺悔いたしとふらひ遣度卜願ひ、十ヶ  
寺の僧を請し、一日頓写、放生会、大せかきいたし  
もらひ候、

(朱)○天満天神宮へ石灯籠一基

取次寺井玄番保氏

世話人山家や又兵衛、石工長掘喜八

銘文 安井宗治 (49ウ)

四十七歳 明和五年戊子

(朱)山師五十六 富屋金右衛門事、何角之きまりに下る、

(朱)ケンコホツ 又、上州いせ崎之支配彦兵衛事、高崎之

(朱)配宗七 おや松本茂右衛門粹源七死候而、跡可勤

もの無之付(二)キ引取申度願、仍而かの地へこし跡役庄

七といふものに引渡し、彦兵衛ハ高崎へ遣候、改而此方店分ニ致ス、庄七事はみのゝ者六右衛門(50才)やうし惣八か口入ニ而、姉むと桑名石屋小兵衛と申もの受判し、宝曆之はしめ下し置候所、此度支配申付候、一風流之堅固之者也、下手代之源六、信州長くほの源六、これ又大に働すくやかもの、兩人して相勵、小くれ此右衛殿盛ニ荷物出来、上州第一之店と称せし也(50ウ)。

(朱)〇九月四日、宗二母知栄死、前に云安田氏也 繁

誉知栄信士、母老年、朝夕之かいほう死後までの取賄、今の氏心を尽せり、

四拾八才 同六年己丑

二月、妙阿大徳遷化

前一心院主<sup>(カ)</sup>僕<sup>(カ)</sup>蓮社幽誉上人妙阿玄秀和尚

宗念寺にて葬式、喜右衛門宗二武助水上下着す、形見とし而蒔絵之ひち枕、結疑録十巻筆五対おくらる、

(朱)〇かわちや喜六、谷町ニ而紙屋をいたし被居候所、

(51才)あらためて奉公人分とし、会所へ入、名前職をあつけ候、此節、嘉助といへるもの有、人和人相弁舌諸事扣目におとなしく、名前職にもと千度百度おもひしかとも、かゝる器量ものかやふの奉公はせまし、忠兵衛かしまや事などの仰書を随分謹而承り、たれにても誤り居、外へ出而ハ西やしきにても興津能登守殿と与力衆までも見あやまるほのおとこなりし故、見合くゝるたりしか、死而のちに聞は、膳所の御家中末々の者ゝ経上り段々出世し、御世継之騒動にては土之牢へ入しほと(51ウ)後、秋田騒動にも加り、安井御門主にも仕へ奉り、一かたならざる曲者と聞ておとろくに不絶、此ものを上ケ用さる事ハ、我等貴殿生涯之先見ンなりと、中むら了本度、宗二にかたり出して被申、

(朱)〇此三月、町内之参会、徳屋にて有、此せつゝ町之諸式わり合、前年々不都合之訳有之事申出し、一役之方ハ宗二、清右衛門、二役之方ハ なら半政五郎、度

と之論談筆談七月までも相掛り、なら半終には得心し、一役之申条相立、式目あらたまり宗二相認候、

(52才)

四十九歳 同七年庚子

神明出世、天満宮へ俳諧之画馬ほ句奉納、

(朱)○正月十八日、前田良安死 宗二伯父、

五代善右衛門政勝之親兄也、初は職分酒樽を業し、

後医師となり、能病因を考、逸薬をあたふ、天性活

氣一流の人、<sup>(起)</sup>氣憶第一にして書物にある事往年之時

日をいふに例に書有かことし、<sup>(例)</sup>法花経書写一度に余

り、諸寺に納む、

あら楽や花より先に根にかへるトはしめてほ句

し、終る 前田良阿弥随仏(52ウ)、

(朱)○天王寺屋権兵衛内分納方よろしからず、女房取鎮

あしく、仍而離縁させ家内此方へ引取、一先ツせい

らくし、片町へ店出し、ひんつけあしたの商世話す

其後いわと申女を迎ふ、

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

(朱)○上州利兵衛ハ、かりに表向之支配人なり、次やく藤

八に譲らせ、不埒もの共之見せしめに、五拾金之仕

付金渡し候所、いそきほしかり、在所へ引とり度願

候而、かうやかいとく引取候、これハ弥右衛門か女

ほうを引とり、自由之くらし致度存慮る此方之申付

を用ひぬ馬鹿もの、在所へ引せ、出入を留ル(53才)、

(朱)○四月、上州平六、武州かうのす館川庄右衛門かた

にて、二百五十金ぬすまれ候故、上州を馳つけ、宿

方百両取、のこり百両ハ年賦とし、五拾金ハ与内

とし而済ス、

(朱)○上州海道之事、兩三度たのこしらへ廻り候所を、

問屋と馬士との間しかと調かね候付、<sup>(起)</sup>所詮只の事に

ては済かたしと、又八、友八を何之様子もなく上州

海道を何ケ度も目にたつほどにあるかせ、人たつね

なは、少し様子有と相人に成なと申聞せ、其上種と

内意申合候、はたして板はしの間屋兩人、<sup>(卯兵衛 市郎左衛門)</sup>(53ウ)問

屋目に立候而、引留メ何事と段々たつね候所、家業

に成不申筋有付、道中御奉行へかけ込候手段ニ、猶と道すち之処、相考罷有候と申、其儀は此方へ任せ候へ、其方違之本意に取斗可遣と申而、二人をとも置江戸へたつねニ参候処、かねて斗りしつほへ参り候故、才領之事は此方不存、かの者共ト御相談可被下と返事、依之二人と相談し、板ばしる九ヶ宿へ廻状し、両度迄飛脚中相たのミ被申、品合此方共は其通ニ取斗候所、みたりに相成候宿方有付江戸出訴可有をと、め置候、(54オ)仍而挨拶へ入候也、不得心之宿方ハ印形不及候、従此方出訴し、相人ニ成候半と、かしら宿如此之廻状なれば一言違変之宿ハ無之、馬士共を呼、きひしく申渡可申段、印形取、此後不埒之宿あらむには板はしへ御申候へ、糺し可遣との受負なり、此一謀にてよく相成、一々三百文ツ、二而苦勞なき海道となる、板はしの年頭も此礼なり、

このとき第一あしきわらひ、上尾を御斗よく候と申

立候故、ひとしほ能利之事、虚実之あしらひ已後の  
楳矩ならむか、(54ウ)

朱(〇)此度円通寺大石塔、ひつしざる之すミなる浅月淨  
円之五輪を埋ミ、こゝへ一所ニ築ク、石工治郎兵  
衛、玉垣外坪一式、しつくい迄ハ大工文右衛門受  
取、此時 宗治之名、廻心旧国居士を彫置

雪中庵伝書写ス

(朱)〇同十一月五日、大坂にて、配小兵衛か弟甚兵衛、板  
倉佐渡守様、松平右近将監様之御状固持かり品、にし  
よこほりこふくはし而ぬすミとられ、いづれも御  
老中一通りの御訴あらハ、此方も閉門治定ならむ  
に、金谷之御留主居田辺(55オ)弥五兵衛様厚御情ニ  
而公儀へ内と御たのミの一言重く、小使かいとく仰  
付られ、川とをさらへ、此方も廿日斗人数を出し、  
十二月ニ形もしれ、ぬす人もしれ、御仕置ニ成之、  
此方へも御たゞり可有之処、神谷大和守様之御例衆  
池谷多治見と申ハ、いせ崎店之向の者、宗ニ懇意成

し故、内分つくり、ぬす人は切込ニなり事済、十一月廿日迄宗二会所ニつめ吉下袴不解、諸事下知し、やしきへ時々伺公す、

補助 五郎右衛門 宗左衛門(55ウ)

(朱)〇此せつより工夫し、手代之者、心髓ニつとめさせ候様、出情金夫々人柄依(ニ)而甲乙し、首尾よく相つとむれば歩を添て渡し、不埒あらハ此手形反古たらむと申而相初ム、近年欲之世界、これに落つき而大かたに出情ス、末世之一工夫也、

五十歳 明和八年辛卯

(朱)河キ紋三 藤岡店焼、六月

仙台之店支配人庄兵衛、ふく嶋へおくる金子無少、不評之事故、かの地へ下り相改候所、帳面不足、かし高共に五百兩之不足也、名目有之(56オ)品を分ち、訳の立かたき金貳百兩斗、仍而証文させ、江戸へつれかへり、信州へ預ける、跡ハ金六ト元二郎、毎月奥州江すく様江戸へおくる様申付候、

はせを古池之一軸はせを庵へ納之、

(朱)〇ことし、家名を善三へ譲候事、実子専二郎有之、不実之所為にても出れハはつかしき義利といか(ニカ)、ひとつには年寄平四郎殿老年つとまりかた、退役可申頼也、然共、子息は若年也、御退役之大かた私へと人之沙汰候半馴ハ、早く引退可申、御大儀ながら今年役義御持可被成、其せつは(56ウ)定殿も三十に近からむなれば、以手段二代之役目にも御備候様ニいたすへしと申而相退し、年寄之役目相渡之、世用ひまなく、中間之為にも働かたからむと慎意も有而、如此約ストシタヤ小兵衛カ、仍而家名を渡し、善右衛門を譲り、宗二ト改め先祖之紋所圖にいたし、大江を称る、

いさゝか五十にして天命をしるといふのひとつも弁たらむかしらす、

五十一歳 安永元年壬辰(57オ)

(朱)一角モメ 二月廿八日、江戸目黒ガ出火、三里半、一

り半斗、六百三拾八町焼失、此時店もやけ申候、

此時之焼代物はつの国に有と、伊丹、池田、にしの宮、なた辺町々御店々焼失し、見廻旁以相廻る、

(朱)〇京大庄手代惣兵衛、内外一人して取賄候ほとのお覚らしくいふ男成しか、五百金余金相場にてか、米相場にてか、不足出来、退転も可致ほとのお事、此方へ

も沙汰なく、家株とも家質ニ入候半と、越後や仁兵衛聞立居候所へ馳つき(57ウ)、桐生左羽へ下し金、

かはせのミ込遣し、残候処ハ才覚し、大庄家やしき三ヶ所之沽拳状(世券)此方へ持かへる、

此翌年、大正殿、春悦との、官金之心にてのけをかれし二百五十金、しゆうゆ屋にてても可致との用立金百両出され而、跡は手形かし而うりけんハかへし候事、

五十二歳 同二年癸巳

京飛脚長兵衛、江戸屋万兵衛ト登り、府中にて作りし万兵衛か金百両紛失、長兵衛こゝろへさるの品有

に依りつれ登り、以手段白状させ、半金は(58オ)我内のたんすに有、半金は大正る出す、

江戸土蔵材木、栗の木九寸角甘本ちふ山々切出し、棟木の松は広とく寺の山々材出し、川筋江戸へつミ出し、水戸之御絵府(符)にてやうく着す、此通行ほね折有、

(朱)〇三月、上州る立切之舟、十七や此方荷物三拾駄之

余、才領五兵衛也、天神川岸又左衛門受合にて、下候所、木嶋の向、妙むらと申浜側而杭にのり上り、ふねかへり、才領共に打込れ候由、追と飛脚来り、十

七屋金七、宗二、源左衛門上州るも馳つき候、然に(58オ)所之かゝりむつかしとて、こゝは舟着ニ無之、揚事不成と申而、ぬれなから船に有、仍而役人へかけ合、せひ揚不申ハ江戸へ可訴と申付、にハかに大勢かゝり、庄やか内へ入候所、悉むせて烟たち申候、其絹ものこらすかけならべ、三日か間ほし立候事一町余、十七屋と場をはけミ、争而ほし立

候、量もなく、ねこだの家ニ七日罷有候事くるしミ無量也、夜具もなく、着のまゝねる処也、此方損金三拾五兩、十七屋損百兩之弁金、天神川岸又左衛門へつミ切之内へぬすミ積有而(59才)石数おゝきを申而式十金出させ、済しかへり候、

ことし、なるミの千代くら発起と而、南の御堂前花や仁左衛門方はせを翁之末期の古跡にして、八十年廻之俳諧、寸馬、羅川、(呼見)古硯等行之、諸國よりたんさく納之、

(朱)○勢州松坂、丹後屋九右衛門、身上改、五月ニ下り候、

(朱)○尾州之産女岸事、(底)心庭もよろしく、妻ニもいたすへくの趣なから、中間ニ甚引有之、嶋清の世話を以晦遣候、武家之女也、後國へかへり死、おしる哉、此掛り三拾八金也、(59ウ)

五十三歳 同三年 甲午

円通寺鎮守祠、鳥井造立、(巻)

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

嘉七事、二丁目北よこ町へ別家、めし遣ひの濃州の生れ、かねと申女ト一処に宿持せ、元手銀六百目遣し、たはこきさみ商ふ、嘉七は江州ひこねのあしかる、江戸へ出、配りト成、門兵衛といふ、此粹紋太、幼少る相つとめ候者也し、

(朱)○大坂飛脚株御免之願、尾吉執合ニ而、近喜も加入、十軒ト成ル、中間之掟帳案文宗二、(60才)

(朱)○北かわ之土蔵、大工又兵衛へ一式申付ル、

五十四歳 同四年 乙未

津十、土蔵諸向大工文右衛門へ申付、万端世話す、市内之土蔵、窓其外工風有之、

媒分として、たんす一組、長もち一ツ、くし道具其外四百五拾目ほと物の物入ニ而遣候、廿八日くし道具たんすハたみか遣候也

(朱)○七月十日、かわちやせいかう死、心替清光信女(60ウ)寿寛の女なり、此時、河内屋一家とも、老尼の事

なれハ、葬式手輕く、夜ニかゝりても可致トのあら  
まし也、此人は手板中間之株をもちて此家へ来りし  
人、家之中興とも、家業之先祖とも可申、（也カ） 龜末には  
成かたからしと、むかしを云て、きつと葬式（也カ）律派に  
おくらせたり、河内屋之基立は此方にて、家之一家  
かしらといふへし、

(朱)〇十一月、長浜や庄三郎内方世話にて、谷町之かき

や吉兵衛女あさを迎へる、十一月十二日、

(朱)〇冬、上州つめ下手代三人いとま出す (61オ)

五十五才 同五年 丙申

(朱)坂本モメ 道中七駄持ニ上州海道相對 三店之かんは

んかく、法ふく寺巡り、

(朱)〇十一月五日下り、新右衛門添人弥一郎、新右衛門

は先へ江戸着也、弥一郎、川崎之つけ出し馬、外へ

はせぬけ、二百廿金ぬすミとる、諸方馬かたのすぢ

を詮義し、品川清五郎弟かすかへにてとらへ、直ニ

川崎へ預ケ、かの宿を訴出而不足七十金半分本人掛

り、

惣掛り 惣二 助 宗左衛門伝之（也カ）

七月二日、喜六死、閑誉浄清（聴カ）子 実を浄キ子候 (61ウ)

五十六才 同六年 乙酉

七月廿一日、別家喜七死 尺祐円（歌）、

しまや清右衛門殿中人にて、専二郎事長町三丁目ふ

ミ永や宇左衛門へ遣候事、善右衛門有之、老年未熟

之情にては恥かしと存、又ひとつには、他の家督を

とりに遣候事とたミ共に同心のうへ、荷物五荷、持

参金五十兩相添、かれこれ百金余之仕分心にて候、

十二月十八日、荷遣候夜大雪、見合の日大風、日限

十九日ニ天満之（62オ）大火、五千余軒之火災ニ而、

其夜ハ相止メ廿一日ニ遣候、かくの天変にあふも激

運之しるし也、実子に迷さるの分別、たミ以テ同腹

中也し、

五十七歳 同七年 戊戌

(朱)センタイ なこや年礼初ム、これは年々木曾海道之

(朱)山ヒコ引渡 ぬけ荷之事而(三) 源兵衛、平兵衛願出候  
大善下ル

而、尾州様々御ふれも出候而道中ぬけも相止候、旁

御礼申上候而可然と申事、近五、伝右衛門、平助早

速之礼をはしめ、戌のとしるハ例格とし、式目初之(候カ)

様ニとの事、八右衛門めしつれ而下り、うちわや和

吉といふもの案内して(62ウ) 礼式之格を定ム、小川

嘉六様と申御方、諸事之御下知なりし、

(朱)〇二月十二日、江戸白かね町火事、店やける、

(朱)〇このとし大臨時配当百五金つゝ、

(朱)〇上州十一屋、ふち屋(ウカ)其外(符)絵府を以通行、別し而十

一屋又兵衛紀州之名目ニ而おひたしく取あつめ被

申につき、上州両家申合せ、十一屋之物、江戸る之

上州行之状ものこらす受取不申、仍而、江戸赤さか

大こく屋喜太郎手代又兵衛上州へ来り取あつかふ、

宗二罷下り合せ相糺候所、証拠有てなしの(63オ)不

分明成に、万一之公訴いかゝと申処を以テ又兵衛あ

いさつを用、諸方取合せ遣し、絵府(符)荷止させ候、庄

七、彦兵衛、伝兵衛、十七や、安右衛門、七兵衛中

く合点せざるをたゞきつけて済したり、此心にて

内心忝しとおもハれけむ、数代之十七屋をはなれ、

翌いのとしる十一屋一円ニ此方へ出され、一年に七

十駄余之とくるつき候も此一条而、(三)たかさきにて一

人立の出きるやうには成し、真にたかさきの中興と

もいはむはにくからしや、

(朱)〇嘉七死、跡、加賀つばた町喜介ト申す人入家さ(竹カ)

せ、今ノ嘉七、(63ウ)

五十八歳 同八年己亥

(紀)九右衛門 年寄平四郎殿退去之願、跡之問合シマセ

死 右衛門十七、(鳥)五郎十、カシ 此仁右衛門十

七枚之札も趣向有、善右衛門札之人數退せ、鳥ニ、

シマ 五郎 三人見合にて内分こしらへ、且又町中願書も案

文して出し、仁右衛門殿へ跡役渡候様之手段、本意

のことく致遣候事、嶋清ト内談ス、大喜同事、

(朱)〇法ふく寺道ニ而不宜事故、又八を以、洗馬宿之勲

之丞を以て為取扱、元の如く立直る、(64才)

(朱)〇長町之宇左衛門、不身持故取かへし、大手錦丁小にし利兵衛へ遣候所、是又不随成仁故、十一月舟大工町茶屋久兵衛へ客分ニ遣候、

(朱)〇円通寺鎮守祠、さいしき地築上一式、心さいはしかさりや、治郎兵衛取斗之、このとし、水戸定日の初り、ことし落は集運ス、

(朱)〇山田、鈴木利平二相果候付、三井之手代武右衛門す、きやとあらため、印形取ニ罷下ル、

五十九歳 同九年 庚子(64ウ)

(朱)キ太郎 新左衛門、宗二兩人へ五拾金つゝ臨時金(朱)五郎右衛門 死 褒賞、往年勤功之一礼、寸志ト有而書附

を添へ、喜左衛門持参也、

將四十余年上下之功と而、道中上下親にて通行有へ

(朱)〇し、雑用中間可致との事、

〇専二郎事、病氣ゆへ取かへし、善右衛門願につき猶子とす、然とも病氣弥おもし、八代目に立る、

(朱)〇上州彦兵衛、七月二相果、跡之左略、左五郎を立候

様之事、(候之)旁以専二郎病氣ふり捨而罷下り、かの地なにかと取あつかふ内、十二月十六日国かたにて(65才)専二郎相果、其日左五郎元服させ、彦兵衛と

号、父に能くいたりとおもふ折ふし、うくひすのさ

(朱)〇泣しけるに、

水戸六斎 彦兵衛の子は子也とてうくひすも  
新左衛門

(朱)〇ほうにたりとことふきやすると申せし

子は国に死して、他の国に人の子を守たつ、彦兵衛

又黄泉あらハ能我子を介抱すへしや因縁ならめ鳴

呼、知峰香雲信士十八才、

十一月には宗吉わらひ宿之金子紛失、無滞取かへ

し、一礼ニ罷出る、

彦兵衛後家、身持不結いとま出し、諸塚むつか

しく、(65ウ)秋沼彦八殿、矢畑勇吾殿を以塚つ

ける、

六十歳 天明元年辛丑

(朱) 絹運上モメ 上州いせ崎庄七、堅固なからも老身故

(朱) 大茂 与五右衛門死 支配を善兵衛にゆすらせ、後見と

(朱) 下水戸初カケ合 宗二 後見とす、四月十一日也、然ニ庄七事

五月晦日に死す、尺(尺) 後年菩提所いせきき之天台(天台)

寺へ十金日牌とし而納遣候、遺物妹へ遣候、

このとし豊徳盛衰記二十七巻選す、

(朱) 七月(十七)、近江屋五兵衛大坂へ下り、相たのむ条、飛

脚治兵衛、水戸大西九右衛門と申にせ絵府をこしら(符)

へ、(66才) 七月ニ下候之事相あらはれ、出所御糺し

恐入候得ハ御たのミ申スト、安右衛門つれて罷下

る、無抛伝兵衛を江戸へ下し願ハせニ遣候、此事翌

年相済遣し候而、十七屋々せ話覚置との証文、近五

同意、翌二月ニ済、八月ニあハち町高くらすちの長

浜やかし座敷へ移やう生す、同十月初、つりかね町

あハやのうら亭さしきへうつる、近五此処へたのミ

に下りし也、同比、家督之内十々五百目、家ト家財

のこらす善右衛門、あさへ渡し、身附之衣ト十々

隠居つきとスル、(66ウ)

(朱) 尾張や宗右衛門、柳屋加入す、め成ル、江源之評

あしく、仍而双方後年之事を思ふ手段也、

(朱) 〇十二月、大こくや正二郎日永死す、此とき下り掛

り、車や町湊庄へ泊る、サ、七ノ妹、此度離縁して近五へ再嫁ス

(朱) 〇此冬、上州何角改む、上州之定、

六十一歳 天明二年壬寅

(朱) 品川新太郎 江戸定飛脚之株願相談

(朱) カ、リ了本 五月、つりかね町ニ而本卦之賀、餅一重に(67才)

扇一本 若松ノ画、一鳥筆、うまれしむかしの曆にかへれと南州の寿、なをたのミあり、

百までは三十九年はなの春

右配りて振舞ス、此物入一式宗治贈ヒ、

(朱) 〇尾張や宗左衛門源之事死す、

(朱) 〇六月廿四日、あさ死ス 蓮室芳意信女、荷物のこと

らすかき吉へ渡ス、

(朱)〇十月、五重相伝

日光大師略伝選 香雲三周忌ノ志、寺ニテ披露ス、

香雲事、中間衆白衣にておくられ候故、諸事本

人格ニ、串八代目ト立る、

六十二歳 同三年癸卯(67ウ)

(朱)信州 文七、一世一代録述作ス、施本、  
(朱)浅間ヤケ

(朱)〇円通寺本堂修覆、香爐台、香爐、磬台共奉納ス、

前机之修覆ス、

(朱)〇五月、江戸店之地面かい求ム 二千両、

(朱)〇上州を登り、定飛脚之事初ム、

(朱)〇十月廿七日、江戸小伝馬町火事、仮家ヲやく、大

坂店ふしん、七代善右衛門掛り也、

(朱)〇十二月廿三日之夕かた、米屋平右衛門ふしん小屋

より出火、つ十会所、中間七軒、飛脚五間配り共類焼、

京順番を此方へ、大硯ふた二三枚位のもの来ル、

(68オ)

(朱)〇十一月四日、八千女迎ふ、七荷、大和屋善兵衛女也、

六十三歳 天明四年 甲辰

(朱)喜連川 大坂会所普請、かゝへやしき相求、此方も北

(朱)又ス人例を(御)かけやしきとし、南側あふみや喜左衛門

殿之やけ地、六間二十二間、八畳之土蔵一ツ、五

五百目にもとめ、三月十三日帳切、堺松や作右衛門

之土蔵、五間に二間之物かいたり、船ニ而つミ、三

間半に二間之蔵とし、居宅のこらす家作もの入、三

拾べ奴也、

(朱)〇中間を六貫目之臨時有、 大手つき死ス、

(朱)〇八月六日、新左衛門死ス、尺了本、此石牌(御)江戸

(68ウ)善永寺中ニ造立し、累年之功恩ニ備ふ、

冬、大庄身持懦弱にて家し業を嫌ひ被申、依而京都

順番を連判之状、大正事病身ニ而家事相つとまら

す、中間へたのまれ候間、順番へ引受可遣候、然上

ハ其元取引、諸事順番とし而相つとめ、御取かへ金

は此方へ引受、兩人つゝ相つとめ、手代共を引廻し、

都合致へく候との文言也、先おもては丈夫にて、此

方一己の爲には可然の事様なれ共、此方先祖トかの家の祖とのひさしき臣馴之処、今更残念也、又、自然と江戸店之(69オ)不勝手なるへしと遠慮をめぐらし、宗治早速に罷登り、さゝ七ノるん居処にて順番衆のこらすに逢候而、先以御懇意之御取斗と申、此方へ之御心配のこる処なく、かたしけなし、乍去、此方先祖之儀も相立不申間、暫御まち可被下と申延し、内にて利害をととき、大正を本心にかへし、

此おもむきを中間へ申聞候得ハ、一同に腹立し、別而さゝ七へもことの外憤り、正二郎之たのミニ而一統之印形して遣候、京大勢<sup>カ</sup>之心底は返却して、大坂衆一人之意見に心うこき候段、京都之者(69ウ)鹿骨の恥辱面目をうしなふ所なり、然上を、以来向顔も無益也、取引も仕らしとむつかしく申、いろ／＼断申せとも聞入れぬ故、然ハかつ手に可被致と申出候所、近五、湊庄とりあつかい、冬中六右衛門つめ切、これまでの滞四百五拾両之手当に二家之活拳<sup>活拳</sup>を

預り、母子、手代一同之連印取、此方へ引受候、

此時、順番へあつけ候ハ眼前之丈夫也、しかれども、先祖の衆中へ不相立と、義の旨をたてたる取斗、後年十七や(70オ)一乱之砌、かの順番の心にまかせなハ、いかやうの災あらむもはかりかたし、陰徳陽報の謂もかゝる事にや、  
此せつ、さかミ川八五郎、小の川才助方へ門人なり  
の受合ニつれたち行、

六十四才 同五年 乙巳

大坂屋九兵衛身上相たちかたく、会所る三十ベ奴ちかく取かへとなり、金鉢や新左衛門殿了簡にて、会所のかはせ金段と入込せ、下りかはせ大九るとりくませ、手ひろく仕掛ケ(70ウ)被申候一端大坂や三右衛門身上仕廻被申候せつ、大藤と申手代も一処にたをれ、大九へ入込候もせり立られ候而新左衛門へるす、いかゞ致ト相談、しかれともかやうの儀は口上手もまいらす、第一之相談人ハこれにて候半と申而、

金貳百兩持参し、夫を以さいそくの方へ返上あられ候やうにと申故、柏屋与兵衛悦被申、早くさいそく

の方へかへし被申候へハ、人氣たちまち直り、いつかたの取かへも其儘く、と被申而相濟たり、此事、

新左衛門殿被登てもいかく被存候哉、一言のあい(71才)さつもなし、其後世間の評判もよかりしか、

おもひ入の小判に損亡もありしにや、身上不如意となり、これに心痛せられ、死後迄も寒風暖暑をいと

はすミせにてせにをよミせ話いたし被申候へ共、死去のち近所、懇友に損を掛、会所も三拾メ奴余之

外ニ家しちの取次ありし損式十メ奴、生涯之功勞むなしとやいはむ、一生苦勞たへせず、子どもの事に

心をいためられしも身の不逆(運方)しからしむる処か、

(71ウ)

(朱)〇六月登る、清二郎をつれ而北国路をめぐり、西近江志賀の山こへして入京、此ミちくくの図をなして一冊とす、円通寺蒙光和当(也)、太田南畝四方赤良序、

不二庵(毀)之稜有、

江戸店之宗助、八十二才(也)而はしめて上方へのほる、壮年之者の如し、めつらしき中のほり也、

(朱)〇京、近喜之早株、身上たもちかたく、順番へさし出し、大坂之取合とて、さく七此方へ向ケ下る、大

正之事二度之儼憤を捨、快せ話し、町内之家引渡候事二年寄へ一札迄出し遣候、(72才)

(朱)〇出入方取引場困窮付、合力錢等遣ス、

(朱)〇道中御糺、鈴木門三郎様大坂御出、此受引、六拾五才 同六年丙午

(朱)四ワリマシ 大庄、中間之定に脊之事有とて、其あ(朱)道中大坂糺シ いさつニ步行遣而濟、丸六之得意へ手

を入事也、

正月廿二日、神田火事、店やける、

七月上京して、大正之抱置候そ江事祇ヲン清元丁、お弥七か、へ也、やかたる改而もらひ、大正御侍之兄九条之代官大須賀彈正殿へ遣し、すくに同道し、湊庄を媒とし、大

正へしらばけの嫁入り、(72ウ)

(朱)〇八月檀檀相調候、大とや小左衛門代金二十両、左々木何かし

か細工、内三尺しゆ且且、扇たるき、

(朱)〇善二郎入家す、大手一鳥之子やさ、かハヤ町二か女にして孫也にうつる

(朱)〇上州藤八死、忠蔵代ル、伝助、江戸大家と而出

府、此おとこ、得意はかし、勘定は下手也、絹かい

衆をそゝのかし候と評あしく候、江戸は又、大家幸

八よろしからず、仍而、伝助をこれにかゆ、後年、

大店衆之取入能を以テ、此おとこの遺かたよしと可

思知、

(朱)〇十七屋大もめ、近五、一円引受ニ下ル、

十二月江戸下り、金川病病氣、三十余日相悩、(73オ)

(朱)〇馬施行之相談槻り、六右衛門、要介東海道を下

る、一疋ニ大豆三升、ぬか一斗之つもり、悉皆引渡、

此せつ相談 毎月寄合 定日京相對

青梅八王寺子口銭 せき助力 先祖恩人

治兵衛半手当 半兵衛居所 大家居所

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

おく与与五右衛門 儀兵衛事 小田八事

配中余情 (奥)奥立塚 上下延引

藤八形見 彦兵衛婚 忠蔵事

台所奉行 木曾馬助力 いせ崎支配

三店宿持 与八事 出入助力(73ウ)

二十余品之相談をきめ、上州へ趣、

(朱)〇此せつ、厂又戦八江戸修行、友綱了助へ相頼、本

町之宅へ向ふ、

(朱)〇十二月四日、宗吉下り、神奈川ニ而、ぬす人ニあ

ひ而、三人相手とし仕合、一人を仕とめ、二人は逃

候、其身も手を負候段、飛脚以しらせ来候、此ほふ

ひ、百両遣候、

(朱)〇廿二日、上州へ立、

去年、さかミ川八五郎へ下帯、飛繩子、八のまぬひ

かざり遣候、金三両、其余大キかゝ六出す、

六十六歳 同七年 丁未

(朱)山ヒロハ判 正月八日、彦兵衛女ほうきよ迎ル、(74オ)

(朱)〇木曾海道、馬施行、又八、半兵衛、

兩道馬四千四百四疋、大豆百三十二石一升二升、ぬ  
か百八拾石七斗七升、

(朱)〇三月廿三日、たゞ罷つれて清二郎東海道下り、四  
月十七日江戸入五月二日出立、日光山、善光寺、い  
せさき、藤岡、高さき、六月十二日帰着、

此始末、都とりといふ双紙にくハし、

見廻之物七十三品、土産、礼物、道中之入用、  
都合五拾八兩二分、八〆六百七十一文、

此おくり状、往來之事を以一軸とし(74ウ)

(朱)〇相納ム、此留主中、八千か老母たか、八千病氣付

種と我儘をいゝ、善右衛門外聞不相立ほとこの事、兩  
三度なり、行末不相濟心底故、従弟たる大和屋嘉兵

衛へ申渡、離縁ス、此老女大欲心(ニ)而、せつきく(ニ)な  
にかと申付、一步、二分ツ、内分ニ而遣し、無拠金

五兩かし遣上、いとま遣候時、金拾兩、又と内ニ而  
式兩合力いたし遣、荷物なにか引渡申候証文三通有

之、

(朱)〇此度、世上大凶年、米相場二百目迄いたし、さハか  
しき儀也、仍而、江戸、大坂店(ニ)而施行(75オ)候高五  
百式十五兩、七十三〆五百文、米二十四石七升、

(朱)〇ひととせ、妙阿大徳をたのみ、罪あるもの、跡をと

ふらひ、ぬす人ともの後世をとひ遣候跡、余ほと年  
も重り候故、此度ハ江戸、大坂兩所之配りへ申付、

百万遍にてとふらハせ、布せとし而米一俵ツ、遣  
候、くはりも困窮を助り、一事二様之仕法也、

但し、此興行ハ午とし也、

(朱)〇此秋、大坂正覺寺に於て、家業興立塚ヲ建、又家  
内に高恩神之札を祭り、(75ウ)

御得意繁昌、道中無事之九字文之札、めいく之内  
へ相渡ス、

九月六日、雪中庵蓼太死、

百員興行し、手向して下ス、

(朱)○十二月五日、近五、山城左兵衛、十七庄兵衛、惣

兵衛等、品川獄門 祐光院正普道念なしミの人

故廻向し、月ごとふらハせ候、

(朱)○ことし、続おちは、新おちは集選、

六十七歳 同八年戊申(76オ)

(朱)○正月晦日、朔日、二日、京中九歩之うへ焼失ス、

大庄もやけ、江戸かゝりの御得意へ油一樽ツ、其

外夫、中間、知音へ遣し、大庄へハ銀百枚遣候、

(朱)○小嶋喜六登り、権兵衛方身上之せいらく、今二百

金にて尾をミせ候段々相歎候、誠此処ハ道中ニ而の

どくび之処、京都に次ての要所故、宗二下りて、二

百金かし遣而五年賦とす、権兵衛身持、家内之とり

槻り迄相談いたし遣候、

(朱)○家声録二卷、組合格式二卷、相調ヒ清書し、大坂、

江戸、我等内ト三処に置之(76ウ)蓋、丙丁之災を

恐れてなり、

(朱)○加賀屋宗左衛門、加賀屋七兵衛之争論、凡廿年以

来度と取鎮といへ共、不納して、此度ハ七兵衛方ニ

きつとしたる証文五通、これを以役立か、たゞざる

かの際を可正との事、其証文とれものかれなき文言

也、且又宗左衛門方にも種々憤有之、公訴にも及候

ときは、組合之不申斐也、先祖へも相済かたしと取扱

候、かゝり之内、宗左衛門、登り方、中間之定法を

脊かれ候事有之、出勤さしとめ、かゝ七へも段々掛

合、右証文を中間へ預り、宗左衛門ハ百五十金出さ

せ、(77オ)中間へあつかり、双方ハ証文中間へ取、

夫々あやまらぬ分にして事落着ス、翌正月十五日迄

也、

河内屋二代め喜右衛門女ほう麻 せいかうの女

貞法尼死 七十一才 宗二従弟

(朱)○離縁いたし置候八千女、病氣而死候由、此方にて

遠夜、念仏供養いたし遣候、

六十八歳 寛政元年 己酉

なこや年礼、六右衛門つれ下る、三月十四日、小嶋

同道にていせ巡り、丹後や事与市も来ル、(77ウ)

(朱)〇四月廿四日、政清口入、その女善右衛門へ迎ふ、

拵料五両遣し、嘉平二登ル、六月八日、伊丹山本徳

三郎殿ト一家成り候約、七月三日、その離談、心附

二両二分遣候、

七月廿一日、天王寺や權兵衛死ス 尺浄久、

(朱)〇六右衛門与市之事取捌、外書附有之、

八月二日、朱栄死、 后室朱栄尼、

(朱)〇町内年寄之哀、町内之人別諸帳丁代之考、九月七

日、年寄ト和儀、十一日成、

(朱)〇九月三日、尾宗(侯力學カ)へ罷超

(朱)〇長浜出訴、あやまり証文取之、番衆之事也、(78オ)

(朱)〇当丁町内式目、大金認メ、尾吉道中事世話、

(朱)〇大正へ土蔵与内十五両渡、

(朱)〇中間九ノ匁、臨時あつかり置、飛脚へ、八百匁ツ

(朱)〇宗治へ六貫目、累年功勞、隠居祝儀とし而、伊右衛

門殿持參 此節、一曲輪之惣人別を改るに、男女とも都而八百五十七人、取引半片之世話、はた下之者三百七十九人也、

三百七十九人也、

六十九歳 同二年 庚戌

なこや御礼、三月十三日近江屋喜兵衛事ヲ願おろし

遣候、 拾遺おちは集選、(78ウ)

(朱)〇四月十四日、江戸屋平七長嶋へ来ル、江源事、抑

此趣ハ、酉とし河喜右衛門迄(のカ)両度来る事にて、去冬江

戸ニ而六右衛門を以相談いたし来り候得共、大坂や

茂兵衛除而ハ相談不致ト両度はね置申居所、もはや

期月ニ成り、かしかたく、不引渡処ニ及候得ハ、江

戸を待候所(マ)ニなく、株式かいとりくれ候様ニ申候へ

共承知不申、金五百両かし遣而得意あつかり可申趣

ニ取組候、

五月十九日取かゝり、廿五日迄一軒ものこらす此方

へ預り、証文かりニ五十七通、本証文之(79オ)引か

へ右之通、通帳九百五拾冊夜通しに相認、五月廿五

日々此通而相つとむ、

此方、つねを以松井官左衛門様へ取入、万事証文(等九)に

御さしつ被下候、とくる之内分ハかうの池十助、助

まや喜左衛門世話也、此内分、諸斗ハ宗二おもての

寄合、とくる之願長嶋取斗、九月上旬内淡路町ニ

会所建、江戸屋平右衛門、江戸三度飛脚所のかんは

ん認ム、

(朱)〇十月九日、湊屋庄兵衛、与三兵衛来、此世話な

かとさしついたし遣候、(79ウ)

(朱)〇十月大茂りのほり、何角相对、

上野雨仕のほり、諸方案内す、

(朱)〇十月十日、住吉参詣のかへるさ病氣出候、三十余

日腹薬、八月、上州生方惣兵衛逗留、

(朱)〇十一月廿九日、さ(マ)七下坂事事(マ)而天弥と争論、天

弥組、柳屋へ加味、十二月二日十八齋立る、

(朱)〇十二月十八日、獲髪之事、

円通寺匡誉上人ニ授戒ス 回誉旧国、宗二如元

(朱) たんさく、古筆、古画、屏風一双拵候、

〇六月十四日、河喜女うみ、此方へひろい、かの家へ

やる、(80オ)産着かたひら一衣、祝賀之文、名附遣

候、

七十年賀集 俳懺悔 二冊

九月廿四日上京寺町おし小路上ル処、たちはな

や治兵衛へあつらへ候、

草案校合 アハチノ庄 上田余齋

岩国上半紙 俗西ノ内

表紙、表青、ウラ赤、二冊目表白、ウラアイ

右四季外題黄土用糸紫ノト青キ

板行、一式たちはなや治兵衛

序文松平備前守様 書藪文中(80ウ)

中文談三十五品、百三十枚、宗二認

発句、一千章、おにつら書、くさつ九右衛門

外題 小西占風、外俗 針七

戌ノ春ヨリ発起、十二月廿三日迄調

此雅用銀式貫五拾目余、

凡四十余国へ贈ル、

失火前、三拾八貫目たくわへし、ひとつにはたミ内分の取しまりおこれり、

七十歳 同三年辛亥

正月廿三、四日両日配り、(81オ)

父七十、母六十一賀ト、

黄むし、白むし二重つゝ、

ふくさは表白羽二重、

寿乃春大江(花押) 打つけ書、

うらは桃いろ菊、寿形のりんすニツ、

乃々字国に杖の心、 百五十八軒、

廿八日、中間、町内ふるまひ、一汁五菜、

廿九日、一家女中 同、

客共五十三人、

江戸、上州、奥州、京都共へ出入迄為振舞代遣候、

金四兩二分也、(81ウ)

むしもの遣候家別

幸助	住治	西川	近市
富小	シホ久	ヒノ宗	碓や
大キ	島利	井筒	近卯
ヒノ勘	井治	島せ	長安
忠兵衛	茨木	小西	近キ
傘や	近武	カ七	和助
ツや	中茂	伊丹	魚や
長孫	島二	カ、六	庄九郎
ヌマ	平ノや	難ハや	角婆 (82オ)
与兵	番市	ほつミ	弥五
キ内	庄七	光吉	米せ
金や	紀州	カ島	清七
伏伝	若六	カ、七	文蔵
宗七	安兵	年加	荒六
河キ	キ九	半五	市
元二郎	天長	カン七	カ宗

井五	道小	十助	島好
又二郎	源介	治兵	島伊
小庄	カ、五	会所 <small>(専カ)</small>	土瓶 <small>(82ウ)</small>
治兵	半兵	尾吉	平兵
半右衛門	清七	ヤス	大武
中弥	ヤ子 <small>(ネ)</small> や	大工	日用
半四	文吉	若力	八百二
吉塚	義助	右門	源四郎
奈吉	一鳥	天弥	信新
大長	大源	谷久	大九
豊庄	ハリ新	塚や	配源
助松	多、新	九条	鴻十
尾市	大新	二柳	江戸治 <small>(83オ)</small>
大利	大嘉	寺	丹後
片町	打金	井十	源八
カ、五	元平	油新	銀獅
文中	布左	江平	亀小

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

逸人	伊藤	長島	奈良五
石キ	治門	西宮	山本
木綿	松や	上田	綿や
三文字	由男	文蔵	大助
キ <small>(門カ)</small> わ	宗助	太助	新へ
ト七	平五	清八	与八 <small>(83ウ)</small>
ハリ七	角平	尾宗	堀沢
ハリや	升六	百五十八口	

集物 撰津

石漱	野雀	泉明	松卦
一邦	茶裡	玉頼	呂東
土川 <small>(主)</small>	春甫	逸人	午後
銀獅	掃室	双魚	占風
耳三	丁江	二丘	速雅
升六	蜂友	蟻東	下物 <small>(84オ)</small>
舍鳳	百川	淇水	南路
梅三	東瓦	余斎	由男

重厚	祖風	鳥明	曙鳥	毛条	五雲	蝶夢	百堂	南力	栗標	九条	泊帆	蒙光	左叩	瓦形
雨静	早文	素丸	完来	山城国	嘯山	春坡	広徳	富小	雀雄	東御内所	虎岳	眠光	掌川	表宗
梅堂	素外	成美	婆心公	魚路	蘭更	紫曉	善導寺	石馬	石定	西同	島仁	好運	介松	台亀
素山	春蟻	泰里	白麻	月居	紫曉	月山曉	月山曉	富小	吳文	雪窓	中真	仙興	衛里	中奴里

志計	自来	迁生	芦舟	相摸邦	近江	文母	駿河	遠州	三州	伝芳	未塵	柳也	橘郎
玉芙	知二	永宿	一峯	上野国	荒九	外子	東峨	木朶	山父	尾張国	弘清	東青天	樗父
勇水	其明	素冬	雨什	帶勤	其由	千布	千布	曉台	愛朔	馬曹	伊賀 伊勢	雪中	笑牛
百丰	之得	前ハシ	一紅	(85ウ)	玉峨	雪叩	月守	棟不	一八六	三ッ	(85才)		

素明<sup>阿</sup> 春室<sup>阿</sup> 栗庵 左羽  
凉爪<sup>阿</sup> 近道<sup>阿</sup>

上総 天府公<sup>阿</sup> (86才)

陸奥国

白居 猪白<sup>阿</sup> 中木 菊史<sup>阿</sup>  
且露<sup>阿</sup> 似宮 冥々 篤甫<sup>阿</sup>

苕田

阿波国

南極<sup>阿</sup> 普成<sup>阿</sup> 木羽<sup>阿</sup>

若狭国

沂山<sup>阿</sup> 蘭力<sup>阿</sup> 栗斎

ハリマ国 青羅<sup>阿</sup> 番羽 高砂分舟

伊予 若翁<sup>阿</sup> 不齋公<sup>阿</sup> 菊男 (86ウ)

信濃国

柳荘 長窪<sup>阿</sup> 武重<sup>阿</sup> 雲帯<sup>阿</sup>

備中国 李山

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

備後 古声

但馬 髭風

肥後 文曉

肥前 東湖

日向 丹後 百尾<sup>阿</sup>

和泉 加賀 沼水

豊後 筑前 蝶醉<sup>阿</sup> (87才)

安芸国

凡十<sup>阿</sup> 五鹿<sup>阿</sup> 杏虎<sup>阿</sup>

美濃 近市<sup>阿</sup> 下総 石艾<sup>阿</sup>

備前 松後<sup>阿</sup> 越前 凌雨

紀州 二丘<sup>阿</sup> 凡後<sup>阿</sup>

大隅 雅松 和州 永井家<sup>阿</sup>

越後 排路<sup>阿</sup> 豊後 岡湖遊<sup>阿</sup>

河内 摺齋 志摩

甲斐 豆州

安房 常州 翠兄<sup>阿</sup> (87ウ)

飛彈

出羽

座摩神社

社務館

渡辺土佐守殿

美作

周防

天満天神

連歌所

信濃殿

長門

能下

久保氏  
百堂取次ス

(88ウ)

越中

丹波

伯州

岩見

賀祝とし而被下候物

淡州

讃州

舎来

一薩摩白地蕉布一反

林

一鳥

土佐

筑後

貫嵐

一白羽二重 一反 たミへ

因州

器和

出雲

一うら地もへきもふか木綿一反

老岐

ツシマ

一結城江戸飛色わた入一ツ

善 右衛門

左下(佐渡)

大和可翠 隠岐

(88オ)

一飛さやこひ茶十徳

此代金五両  
貳両ハたミ

奉納

一黒うちひも一すち

善 二 郎

住吉大明神

大祢宜納

舳ノ松大小路殿

ほうし一ツ 此代金貳分

玉津島明神

一おもて花いろとんす、うらさや浅き 嘉 七 (89オ)

人麿御社

座ふとん貳ツ

生玉神社

神主蔵

松下出雲守殿

一七叟之手跡

ふくしま安右衛門

生玉神社

神主蔵

松下出雲守殿

一ほうわた二ツ

山田や御侍

一 黒ちりめん、ほうろく頭巾

鳴新、大九

一 諸加賀一反、たんさくかけ板

大こくや庄二郎

一 おく山中産物千代ツ、ミ杖二

まわた百目 若さかれ五(送い)

一 油煙すみ、みかん一かこ(マゴ)

円通寺

一 三本入古ははこ(マゴ)に二本入扇

大和屋武助

一 かハラけ手盃(マゴ)ツ

大和屋嘉兵衛

一 上菓子一はこ

大正ミセ中

一 扇子はこ二本入

雪窓

一 三ツ継千代の杖、かしら紫且(送)、はこ入いたミ山本庄左衛門

一 白加賀一反

丹生宗左衛門

盃法橋光琳画

一 三本入扇一台

助松喜左衛門(89ウ)

名酒五升、若水御さん江戸下の通ニ印銘共つけ

かつほふし十

一 一閑張ひち枕一ツ

いたミ 木綿 徳三郎

一 ほん一本、生かい一

長浜やすみ

名酒五升三花

一 枝柿きおん坊三十杖一本

はり七

一 かさねそうり一足

かしまや作十郎(60ウ)

一 男女うらつけかわさうり二足

満井中ぬり(ゆカ)

一 杉ハラ二帖

なら屋 五兵衛

一 塩鯛、菓子まんちう一重

うつミ三休

一 小菊紙 十帖

油屋 新兵衛

一 立甫画讃渡唐天神かけ物一幅

田村五郎右衛門

一 大雅堂画 飲中八仙之盃

布屋 左兵衛

一 わた子式ツ、羽二重ぬめ(えカ)之りつけ

武田喜右衛門

一 水引三百把

おつや

黒ちりめんほうろく頭巾

中川やしき

一 大奉書五帖

かめや小左衛門

一 ふし鯉 一連

左藤元平

かつほふし一連

一 丸山主水画若松盃

大坂や喜兵衛(90オ)

一 生漉鳥子三拾枚

尾崎一郎右衛門

一古渡り風津おとこ帯地

大極大かつほふし十

目方一丈八百目かつほ取之ニツ物

一かつほふし一連

一本八丈胴着、うらもんは

一菓子一台

一二本入あふきはこ、たはこ入

一法眼保国下画

若松につる、とさん盃、はこ入

一杉ハラ布目半切千枚

一小奉書三帖

一ひだら一本

一小鷹一帖

一杉ハラ半切百枚

そうり一足

一大ほら三、はまくり十五

一もて遊び竹馬つち

ほら、海老五

一ほら一本、赤かい五

一酒 二升

一みの紙三帖

一ふし一連、酒二升

一ほら一本、あこう十、蛤

一酒三升樽

一ちくせん半切二百

一布め小奉書二帖

一夜食茶碗二はこ入

一かつをふし一連

一かつをふし十

一かれい三、あかう五、あかゝひ

一上杉ハラ紙三帖

延紙 二束

一いよあり二、海老五

一祝賀絵ほ句入扇子二本はこ入

あふみや喜平二

西川 助 作

から物 六兵衛

荒物や 六兵衛

きしたや善六(92オ)

碓や 清兵衛

金屋 伊兵衛

るつ 五

嶋 好 運

御 年 寄

大津や 新 助

会 所 幸 助

六右衛門取次(92ウ)

大こくや弥兵衛

一唐曇一挺はこ入

京たしまや

一むらさきちりめんほうろく頭巾

かうの池十助

一閑紙子一反

西宮木綿久

あさきちりめんほうしひも共

(93ウ)

一扇二本入はこ台

吹たや文七

一たい三枚、海老二、きす十二

大長

ろのほうし、たい一枚、蛤

一酒三升之切手三枚名酒

二柳庵

一さへら一本、飯たこ一連、さゝる五 尾張や惣右衛門

予州之海老のし

大キ

一かつをふし一連

近武、近宇

一酒一升

大キ

一かつをふし同

天弥左衛門

一同 小かも一羽

しませ

一唐紙十枚、さとう一冊(曲カ)

長浜や 安兵衛

一金貳百疋

組中

一小かも一番

いなかき 伊藤庄助(93オ)

岩国半紙 二しめ

才領中

一かつをふし十

伊丹 新

一銀貳両

才領中

一雲紙十枚

嶋や久右衛門

みの紙 二十帖

配中(94オ)

一たい一枚、生具(具)二

清七、半右衛門、与八

一銀壹両

配中(94オ)

一中たい二枚、海老三

ならや吉右衛門

みの紙 十帖

中山文七

一桃井一升箒(符カ)

いなかき かゝ五るん居 堀た次右衛門

一かつをふし十はこ入

中山文七

一かも一羽、水な二把

ほつミ 伊三八(之カ)

柳茶ちりめんおひ一すぢ

御年寄

一二升切手

大工、やね日用

一三本入はこ

御年寄

一まんちう切手十一枚

大工、やね日用

一たまこ二拾

八百仁

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

一 ひらめ三枚、ます五、海老二

いはらき  
かしまりや

一 酒一升

あ ん き

一 ふし一連

ひ の ひ て

一 すみ流しきつき十枚

いつみや小兵衛

一 酒二升

つ ね

一 大杉ハラ二帖

さかいや久兵衛

一 八千代酒二升

すみよしや治助

く ほう 帯

一 石州半紙一束

近 市 (94ウ)

一 杉ハラ半切二百枚

た 新

一 たはこきさみ一はこ

みのや御侍

一 会津ぬり鎮金ほり盃大こく

いしや 喜十郎

女あふき一本

舟はし 喜兵衛

一 木綿一反

木の本利八

一 ぼら七本、海老二

ひやうく宗兵衛

一 酒一とく利

るつゝや治兵衛(95ウ)

一 名酒二升切手

たんこや清七

一 玉子そは切手三升

天 晄 院

一 大たい一枚、生かい二

松むら 右衛門

あふきはこ一ツ

ひのや 弥三郎

一 大たい一枚

庄 九 郎

一 白上羽ふたへ一反

宮 小 嶋

一 一切手二升

か と 平

白りんすたひ三足

山たや 兵五郎

一 大たい一枚

大坂や銀獅

一 しのふ紙九枚

六 右 衛 門

一 かつをふし一連

み つ よ し

一 紗綾小紋之羽織引かへし仕立共

伝 兵 衛

一 懐かミニ束

(95オ)

もゝいろ白ぬめ伊達ひも付

花田ほうしちりめん上物

一 懐かミニ束

たか雄山すり扇子一本

花田ほうしちりめん上物

一 おもてちりめん、ゆはた染、うら綸子

永井

長嶋順平(96才)

一 あいうへ田みちん嶋一反

上州彦兵衛

一同ひものはらあて一

松や清七

下仁田絹一疋

一 たきミツ引二百把

一 あかう二、海老三ツ

一 白あざ一包

一 酒一とくり

柏の十助

一 かふら五抱天王寺

天下茶や与右衛門

一 ふろしき一、扇一はこ

くさつ九右衛門

一 しのふたんさく廿枚

金沢文四郎(97才)

一 扇一はこ三本入

丸嘉登ル

一 酒切手二升

長右衛門、天弥

一 麻一包(抱)

いせ崎庄吉

一 あふき二本入はこ

榎本ゆう助

一 白麻一包

いせ崎庄吉

一 紙山(無志)やき土瓶一ツ

さかいや

一 さハラ一本つと入

大いし 勘四郎

一 茶わん二、三本入扇

知静

一 内侍所御棟木扇

東 瓦

一 日光献上唐からし一はこ

東えい山 鶴川筑後守

一 扇六本

たかさきミセ(96才)

一 汐見まんちう一はこ

大津平兵衛

一 画切付たんさく二枚、色紙一

いづ 勘

一 白麻十把

江戸市郎兵衛五兵衛

一 ちくふ四入根小屋箱二疋

江戸、上州、奥州

一 たい一枚、海老三

住吉三文しや

あつらへ織

店 中之中

一 大ひらめ一枚

たんはや文蔵

一 はせを巾褌大所持

雪 中庵

一 木綿ゆかたしま一ツ

松坂たんこや(97才)

一 西城柿一はこ五十

ひろしま 串田弥助

一 大たい一枚、はまくり十

源八いはらきや

やうかんの切手一帖

一 けい本三冊

木村生仏

一 真わた一把握

藤岡店

一 唐紙十五枚

ちくせん 平山蝶醉

一 大たい一かけ

嶋利(妻カ)宴

一 中鯛七枚

紀州家 猪飼忠右衛門

一 治川三の間水

あふみや子息

一 後せ山制小筆二対

若さ 江口善左衛門(98ウ)

一 伊賀国再形庵之はせをめしひつの図

いか藤堂

堀内蔵助

一 大唐黒二挺

油屋 松卦 虎岳

江戸店治兵衛

唐手帳二帖

一 むろ千歳杉之逸盃ぬり立

江戸店治兵衛

一 たんさく手製三拾枚

上州 永見見寿

一 寿字百廿九才慈観筆百川薄絵(壽)

京金助

一 梅翁宗因、やとれとは短冊(なカ)(もカ)

ひろや徳左衛門

一 す八ま三本、岩おこし

京金助

一 はせを俳かい式石すり 信州上た 成せ七郎右衛門

一 まきすし一鉢

東こくいつみや(98オ)

北枝の句いしつり

あきやしき 串田弥助

一 七画師寄合かきの亀絹地

てツや蜂友

一 幽とく画扇子三本

七種ふくへ画

(岡カ) 周峰、関月、雪良、かの、祖仙、春甫、玉

一 肥後正代焼茶碗一

岡やしき ちくこ貫嵐

一 いっ修善寺紙一帖

のむく左吉

一 温州大明寺青葉竹

つけ新右衛門

一 はりま浜むし鯛一

岡本助右衛門

一 鹿日野、生毛筆なりひら竹軸

(せカ) 一 豊後岡土生わらひ一重

一 五老扇筆尾上かね形扇五本はこ入

藤岡社中

一 鹿日野、生毛筆なりひら竹軸

(99オ)

一 七十の賀句、春満筆すり物

藤岡社中

一 豊後岡土生わらひ一重

一 上州、江戸を配り、大坂へも三拾枚

素冬、素明、百キ 栄宿、志計

しもふり酒

一禁中元日御花ひら  
備前こふく所  
上村 小兵衛

若さたい十枚

御賀章一枚

一御肴料金貳百疋  
豊後府内 松平長門大守

一上茶一はこ  
城州城南 岡 西万蔵

一肥後八代茶碗  
ひこ 正 行 寺

一観心寺寒さらし一はこ  
河内富たはやし 川村 正億

一初むかし、のちむかし二  
宇治田へらおく田治兵衛

おくりもの二おくる (99ウ)

一古稀ほ句  
浪花 不 二 庵

一置曆二  
一詩文

一法躰之文ほ句二  
一ほ句

一和歌一首  
同 尾崎儀里

一冠うた  
同

一狂句、ほ句  
淡路庄 上田 東作

一ほ句二  
中川屋敷 左藤 元平

一同  
浪花 雪 窓

一同 なら屋 五兵衛

一同 京 宮 紫 曉 (100才)

一ほ句一 なた大石 松屋 土川

一法躰之句 上野 生方 惣兵衛

一俳諧之文 浪花 青 雪

一ほ句一 大和屋南極

一狂歌一 同れん女

一ほ句二 油屋 新兵衛

一同 針 七 午後

一同 西宮 山本 蟻 東

一詩文 浪花 嶋 好 運

一ほ句 田むら眠光 (100ウ)

一ほ句一 浪花 大坂や台喜

一同 京 おしまや杜栗

一俳かい文、狂歌 江戸 竹 千 賀

一ほ句 大坂 石屋 たいか

一同 同 かゝや 左 叩

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

一和歌一首	同	坂口宗兵衛	一七句	上野たか崎	磔	川
一詩文	奥州梁川	中木妙問	一同	秀	川	柴
一和歌一首	はりま	かこ川茂雄	一狂歌	同	如	川
一ほ句一、狂歌	大坂	さゝ窓女	一ほ句	同	正法寺	
一和歌	同	嶋や廻延(101オ)	一和歌一、ほ句	同	一紅女	
一詩文	白石ノ宮	いぬる涛茂	一ほ句	同	萩ハラ	八三郎
一同	やな川	中木雉明	一同	同	石井久四郎	
一ほ句一	江戸	雪中庵	一同	同	たまりや十三郎(102オ)	
一同	紀州若山	二丘	一ほ句一	上野和た	鷺	高
一狂歌	大坂	布屋梅ミツ	一和歌	同	歴	川
一俳諧文	同	円通寺	一ほ句	同	留田庄九郎	
一朗詠之文	江州くさつ	あらものや	一同	同	れい女	
一ほ句	駿河	柴英	一和歌	同	道	川
一同	同	青藍	一同	同	重	英
一狂歌	同	字庵(101ウ)	一同	同	大つか忠蔵	
一詩文	するか嶋た	伏野正	一同	同	月	象
一同	同	伴鳥鷗	一和歌	同	知	恒

一狂歌	たか崎	たかひさ(102ウ)	一ほ句	大坂	小西占風
一狂歌二	同	ふもとの ちかみち	一狂文	同	むめみつ
一俳諧之文	大坂	上宮丁江	一ほ句	同	いかりや石定(103ウ)
一同	同	蒙光和尚	一狂歌前かきとも	大坂	金屋栗標
一ほ句	伊丹	東瓦	一同	同	なら屋呉丈
一同	大坂天王寺	升六上人	一ほ句	おくしのふ猪	白
一狂歌	阿わ国梶本	貞本坊	一同	同	雨麦
一ほ句一	京大丸	下村孫八	一狂歌前かきとも	大坂	布屋左兵衛
一ほ句一	伊丹	山本呂東	一同二	同	あふみや成人
一同	西宮ほしの井	山本蟻東	一ほ句	稻垣家中	掘た沢右衛門
一狂歌	大坂	大和やよね丸(103オ)	一同	大坂	なら呉石
一ほ句	大坂舟町	助松良満	一俳かい文	伊丹	山本庄左衛門
一同	同	光吉三郎右衛門	一同	大坂	中山文七(104オ)
一同	江戸中はし	内海三休	一狂歌	河内荘た山	楽齋
一同	大坂	大坂や銀獅	一同	いつミ大鳥	十口齋
一同	同	いつみや泉興	一同	同三亀	三宅氏
一宗因文	中嶋々	上田余齋	一同	大坂	か様(ねえ)中ぬり(ゆえ)



一 同	同	泉	明 (106才)	騙兔、信清、キ遊、少都、帰惣、祖山、
一 狂歌一	かつさ尺木	東	十	昌風、重厚、董路、
一 一ほ句	天府公	松平	備前守	大坂
一 一ほ句	江戸	白	麻	江戸
一 一ほ句	同	荘	丹	同
一 一ほ句	同	三	駱 <small>(註)</small>	せんたい
一 一ほ句	但馬豊岡	山口	宗因	芸州
一 一ほ句	加賀国	山口	桃路	備前
一 一賀の画	大坂	光吉三郎	右衛門	江戸
一 一賀の句	吉田	古市	春來 (106ウ)	同
一 一文賀句	江戸	月	居	同
一 一 同	大坂	玉	東	大坂
一 一 同	大坂	摘	芽	多賀
一 一和歌六首	上州いせ崎	家	中	左海
一 一 狂歌二首			衆	京都
一 一ほ句十一句	家をゐんきよ、	亜白、	家を此向、	同
	祇帖			嘯
				山

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

一同	同	菱	湖	一同	同	有	節
一同	豊後不	齋公	湖	一同	同	吾	涼 <small>(涼之)</small>
一同	玉むら	勇	小	一同	八田	龜	友
一同	そかの	知	二	一同	内山	栗	齋
一同	京城南	下	方	一同	河内	蝥	齋
一同	くまかや	月	樵	一同	ひたち	翠	兄
一同	同	橘	郎				
一同	同	笑	牛 <small>(108才)</small>	集物追々 <small>(たゞ)</small> 遺候処			
一同	同	雪	叩	大坂	何門	其得	雪人
一同	大坂	さかいや愚せう		寄井	亀友	徐来	善導寺
一同	肥前田代	蘭	哉	京都	菱湖	芙蓉	下方
一同	同	呉	明	尼崎	三橋可風	江戸	真顔
一同	同	百	椎	勢州	鴈路		文来
一同	同	里	翠	河内	蝥齋	遠州	歌白
一同	同	乙	文	大和	可翠	武州	凉化
一同	同	扇	陽	ハリマ	布舟	吹上	喬駟
一同	同	杜	川 <small>(108ウ)</small>	因州	器和		

(109才)

(109才)

讃州 舎来

宇治 毛条

京都 昇福 (舞カ)

(110才)

(附録)

(表紙)

「年回掌管紀」

おくりもの追々来候覚

一若州名物ぬりちく筆二つい 若さ小濱 江口善左衛門

一 道明寺かんさらし一はこ 河内 河村 正信

一不二山したのはし甘膳 駿河不二かくれ儀兵衛

(110ウ)

「後筆A」  
江戸上州等ニテハ廿五回忌ハ不致、廿七年ヲ吊候

事 (表紙ウ)

附

過現名帳序

夫比三界六道昇沉不定、四生五受苦楽万品也、生々世々  
思所、誰親、孰疎、衆不弁也、可悲々々、爰仏子<sup>某</sup>甲幸  
来人道、喜入桑門知恩報恩、自利々他今正是時、依之以

前所修功薰、先報仏祖恩德、次吊前後亡魂、願名帳一紙  
輩為安親〔發〕一蓮友、乃至徧法界風弘有頂〔1才〕無間塵埃、  
利衆生雨洒〔發〕鐵困沙界、乾機前亡後滅過現名帳序畢、

文化三寅年

三月廿五日

一周忌 回替旧園居士

〔後筆A〕  
右同

〔2ウ〕

南無阿弥陀仏 本山知恩院

七回忌

了儀院叔雄居士

〔後筆A〕  
政苗江戸在勤留主

南無釈迦牟尼如来

十月四日

南無觀世音菩薩

同

霜岳祐見居士

〔後筆A〕  
同

南無大勢至菩薩

〔後筆B〕  
六月廿四日

善導大師

〔後筆B〕  
二十五回忌

蓮室芳意信女

〔後筆A〕  
同五月二取越為當候

円光東漸大師

同四卯年

浄土三箇伝来祖師等

〔1ウ〕

三月三十日

三十三回忌 見室貞性大姉

三月十八日

文化二年丑九月七日

三回忌

旧国居士

三回忌 蓮往知生信女

〔後筆A〕  
政苗江戸勤番ニ付、留主宅ニて法

〔後筆B〕  
六月五日

事相當候事

初〔後筆B〕

年 稚玉童子

〔3才〕

文化三年乙三月十八日

文化元年乙辰年  
五年目

二月四日

十七回忌 亨替教真信士

五月十四日

十三回忌 深悟智海信士

八月廿七日

同 秋山智月居士

十二月廿一日

二十五回忌 寒月妙照信尼

○十二月十七日

同 宗敏童子

十二月廿八日

七廻忌 元誉廻心信尼

六年目巳年

九月七日

七回忌 蓮往知生信士

〔後筆B〕  
六月五日  
三回忌 稚玉童子  
〔後筆B〕

七年目午年

正月六日

二十五回忌 花顔妙春信女

三月十五日

五十回忌 戒香意蕉信女

〔後筆B〕  
九月九日

同 秋露童子  
〔後筆B〕

八年目未年

三月十八日

七回忌 旧国居士

四月十七日

三十三回忌 釈清寿信尼

九年目申年

三月廿五日

十三回忌 了儀院

(3ウ)

(4才)

十月四日

〔後筆B〕  
蓮室芳意信女

同 祐見居士

(4ウ)

十二月廿八日

五月十四日

十三回忌 廻心尼

十七廻忌 深悟智海信女

十二年目亥年

八月廿七日

九月七日

同 秋山智月居士

十三回忌 蓮往智生信女

十一月十三日

十三年目子年

三十三回忌 霜影孩子

二月四日

十二月十六日

二十五廻忌 教貞信士

同 知峯香雲信士

三月廿五日

十年目酉年

十七回忌 了儀院

八月二日

十月四日

廿五回忌 松誉朱栄尼

同 祐見居士

〔後筆B〕  
六月五日

十二月十七日

七回忌 稚玉童子

(5才)

三十三回忌 宗敏童子

十一年目戌年

十二月廿一日

〔後筆B〕  
六月廿四日

同 寒月妙照尼

(5ウ)

九月七日

五十回忌 玄路童子

十四年目丑年

三月十八日

十三回忌 旧国居士

四月廿一日

五十回忌 曾源院

九月四日

同 繁誉智栄尼

十五年<sup>(寅)</sup>卯年

正月六日

三十三回忌 花顔妙春信女

十二月廿八日

十七回忌 元誉廻心尼

七月三日

七回忌 英誉雄隠信士

十六年目卯年

(6才)

九月七日

十七回忌 蓮往知生信女

六月五日

十三回忌 稚玉童子

十七年目辰年

五月十四日

二十五回忌 深悟知海信女

八月廿七日

同 秋山智月居士

十八年目巳年

八月二日

三十三回忌 松誉朱栄尼

三月十八日

十七回忌 旧隠居士

廿年目未年

九月五日

十七回忌 稚玉童子

〔後筆C〕  
文政二卯年五月十五日往生

〔後筆C〕  
艶誉智芳善女

〔後筆C〕  
五月十五日

〔後筆C〕  
一周忌 艶誉智芳善女

(7才)

〔後筆C〕  
三廻忌 五月十五日

〔後筆C〕  
艶誉智芳善女

廿一年自申年

二月四日

三十三回忌 亨誉教貞信士

三月廿五日

二十五回忌 了儀院

十月四日

同 霜岳祐見居士

三月卅日

五十回忌 見室貞性信女

七月三日

十三回忌 英誉雄隠信士

廿三年自戌年

十二月廿八日

二十五回忌 元誉廻心信尼

廿四年自亥年

九月七日

二十五回忌 蓮往知生信女

廿五年自子年

四月十七日

五十回忌 积清寿

五月十四日

三十三回忌 深悟智海信女

八月廿七日

同 秋山智月居士

七月三日

十七回忌 英誉雄隠信士

廿六年自丑年

三月十八日

二十五回忌 旧国居士

十二月十六日

五十回忌 知峯香雲信士

十一月十三日

同 霜影孩子

(8才)

(8ウ)

〔後筆B〕  
廿八年目卯年

〔後筆B〕  
五十回忌 蓮室芳意信女

〔後筆C〕  
五月十五日

〔後筆B〕  
艶普智芳善女

〔後筆C〕  
十三廻忌

〔後筆B〕  
九月五日

〔後筆B〕  
稚玉童子

〔後筆B〕  
廿五回忌

廿九年目辰年

三月廿五日

三十三回忌 了儀院

十月四日

同 霜岳祐見居士

三十年目巳年

十二月廿一日

五十回忌 寒月妙照尼

十二月十七日

同 宗敏童子

三十一年目午年

十二月廿八日

三十三回忌 元誉廻心信尼

翻刻 安井宗二「きのふの我」(藤村)

三十二年目未年

正月六日

五十回忌 花顔妙春信女

九月七日

三十三回忌 蓮往智生信女

〔後筆C〕  
五月十五日

〔後筆C〕  
十七回忌 艶普智芳善女

三十四年目酉年

三月十八日

三十三回忌 旧国居士

三十五年目戌年

〔後筆B〕  
八月二日

〔後筆B〕  
五十回忌 松誉朱栄尼

三十六年目亥年

六月五日

三十三回忌 稚玉童子

三十八年目丑年

(9ウ)

〔後筆C〕  
申年

〔後筆C〕  
廿五廻忌 七月三日

〔後筆C〕  
〇英誉雄国信士

(10オ)

〔後筆C〕  
四十年め

〔後筆C〕  
卯年

二〇七

二月四日

〔後筆C〕  
廿五廻忌五月十五日

九月七日

五十回忌○亨誉教貞信士

〔後筆C〕  
〇艶誉智芳善女

五十回忌○蓮往知生信女

〔11才〕

四十二年目巳年

〔後筆C〕  
四十二年目

五十一年目寅年

五月十四日

〔後筆C〕  
辰ノ年

三月十八日

五十回忌 深悟智海信女

〔後筆C〕  
七月三日

五十回忌○廻誉旧園居士

〔後筆C〕  
〇卅三廻忌英誉雄園信士

五十三年目辰年

同 秋山智月居士

(10ウ)

五十回忌○稚玉童子

六月五日

四十六年目酉年

〔後筆C〕  
五十八年目酉年

三月廿五日

〔後筆C〕  
七月三日

五十回忌 了儀院

〔後筆C〕  
五十回忌○英誉雄園信士

文化三寅歳迄当ル年数如左之

(11ウ)

同 霜岳祐見居士

四十八年目亥年

二年ニ成ル 回誉旧園禪定門

文化二年丑三月十八日

十二月廿八日

〔後筆C〕  
三十三廻忌五月十五日

四年ニ成ル 蓮往知生信女

享和三年亥九月七日

五十回忌○元誉廻心信尼

〔後筆C〕  
〇艶誉智芳善女

五年ニ成ル 元誉廻心信尼

同二年戌十二月廿八日

四十九年子年

七年ニ成ル 了儀院英峰叔  
雄居士

寛政十二年申三月廿五日  
同日

同年十月四日

十一年ニ成ル	深悟智海信女	同八年辰五月十四日	五十七年成	是心院忠嶽一貞居士	寛延三年午九月二十二日
同	秋山智月居士	同年八月廿七日(12才)	五十八年成	信誓教円信士	同二年巳八月二十四日
十五年ニ成ル	享誓教貞信士	寛政四年子二月四日	五十九年成	烏翁母	
十八年ニ成ル	松誉朱栄信尼	同元年酉八月二日	六十七年成	清受院妙長日長	同元年辰正月十五日
廿一年成ル	花顔妙春信女	天明六年午正月六日		了義院祖父	
廿三年成	宗敏童子	同四年辰十二月十七日		空誓了感信士	元文五年申六月十一日
同	寒月妙照信尼	同年十二月廿一日		同母	
廿七年成	霜影孩子	安永九年子十一月十三日	七十年成	浄室朱清信女	同二年巳三月二十六日
同	知峯香雲信士	同十二月十六日		同祖母	
廿五年成	蓮室芳意信女	天明二年 <sup>(重)</sup> 刁六月二十四日(12ウ)	七十五年ニ成	歎誓栄讚信尼	享保十七年子九月十二日
廿八年成	积清寿信尼	安永八年亥四月十七日		<sup>[後筆C]</sup> 政英兄	
三十二年成	見室貞性大姉	同四年未三月三十日		<sup>[後筆C]</sup> 稚玉童子	<sup>[後筆C]</sup> 文化四年卯六月五日
三十九年成	曾源院泰嶺鳥藤居士	明和五年子四月二十一日			<sup>(13ウ)</sup>
同	繁誓智栄信尼	同年九月四日		<sup>[後筆C]</sup> 政英父	
四十年成	玄路童子	同四年亥九月七日		<sup>[後筆C]</sup> 英誓雄 <sup>[後筆C]</sup> 国禅定門	<sup>[後筆C]</sup> 文化九壬申七月三日
四十六年成	戒香意薰信女	宝曆十一年巳三月十五日		<sup>[後筆C]</sup> 同姉	
同	秋路童子	同年巳九月九日(13才)		<sup>[後筆C]</sup> 艶誓智芳善尼	<sup>[後筆C]</sup> 文政二卯五月十五日

〔後筆C〕  
同母

政 (花押)

〔後筆C〕  
雄誉智麗禪定尼

〔後筆C〕  
天保二辛卯十二月二日

回 回 (15ウ)

〔後筆C〕  
寿宝粹

二年ニなる

回 誉旧国居士

文化二年丑三月十八日

〔後筆C〕  
但月智聞童女

〔後筆C〕  
文政六未七月廿二日

四年ニなる

連 往知生信女

享和三亥年九月七日

同

〔後筆C〕  
同八正月五日

(16ウ)

〔後筆C〕  
智春童子

〔後筆C〕  
同八正月五日

同

〔後筆C〕  
同八正月五日

〔後筆C〕  
梅合春香童子

〔後筆C〕  
同十一子二月三日

〔後筆C〕  
称誉雄讚信士

〔後筆C〕  
天保四巳二月九日

附 記

翻刻「きのふの我」で、「(朱)〇」とあるのは、六十九

歳、寛政二年(80ウ)一八三頁を例に示すと

(朱)

〇十月九日、湊屋庄兵衛、与三兵衛来、此世話なにかとさ

しついたし遣候、

となるべきであるが、都合上〇の位置が變つており、

また朱書は「〇」のみである事を了承されたい。

文化三年

〔西〕二月十四日誌之

安井氏

